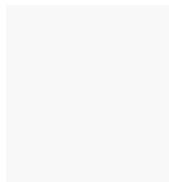


「埼玉県こども・若者計画(仮称)」  
(令和7～11年度)  
計画案



彩の国 埼玉県



## 計画の構成

第1章 総論	3
I はじめに	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表	5
II 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状	6
1 社会の状況	6
2 子育てや就労をめぐる状況	12
3 こどもの貧困の状況	21
4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況	23
5 こども・若者をめぐる状況	29
III 将来像	45
第2章 施策の展開	48
計画の体系	49
1 こどもの権利擁護、意見の反映	52
(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり	52
(2) こども等が意見を表明する機会の確保	53
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	53
(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援	53
(2) こども・若者の社会形成への参画支援	54
3 親と子の健康・医療の充実	55
(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	55
(2) 医療提供体制の充実	56
(3) 医療に係る経済的支援	57
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	58
(1) 「こどもの貧困」対策の推進	58
(2) ひとり親家庭への支援	59
(3) 障害などのあるこども・若者への支援	60
(4) ヤングケアラーへの支援	63
(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	63
(6) 一人ひとりの状況に応じた支援	64

5	児童虐待防止・社会的養育の充実	65
	(1) こどもを虐待から守る地域づくり	65
	(2) 社会的養育の充実	69
6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	73
	(1) こども・若者の自殺対策	73
	(2) インターネット対策の推進	73
	(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策	74
	(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	74
	(5) 非行防止と立ち直り支援	77
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	78
	(1) こどもまんなか社会への気運醸成	78
	(2) こども政策 DX の推進	79
	(3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進	79
	(4) 子育てしやすい住環境の整備	80
8	結婚・出産の希望実現	80
	(1) 結婚を望む人への支援	80
	(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	81
	(3) プレコンセプションケアの推進	81
9	「子育て」と「子育て」の支援	81
	(1) 家庭の子育て力の充実	81
	(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実	82
	(3) 質の高い幼児教育・保育の充実	85
	(4) 学校教育の充実	87
	(5) 自立的な子育ての支援	92
	(6) 子育てに係る経済的負担の軽減	93
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	93
	(1) 若者の職業的自立、就労等支援	93
	(2) 若年者の経済的自立の支援	95
	(3) グローバル社会で活躍する人材の育成	95
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	96
	(1) 分野横断的な支援人材の育成	96
	(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	96
12	ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	97
	(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	97
	(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	97
	指標	99
	別表1:子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制等」	102

# 第1章 総論

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

全てのこども・若者\* 1は誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在です。そのため、誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

さらに、安心してこどもを生み育てられる環境をつくり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。

令和5（2023）年の本県の合計特殊出生率は1.14（全国41位）と全国平均1.20を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向は続いています。また、いじめや不登校、貧困など様々な困難を有するこども・若者の問題への対応とともに、ヤングケアラーの問題の顕在化や性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

こども・若者、子育てへの支援が求められる中、こども政策を総合的に推進することを目的として令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。さらに令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会\* 2」を目指すことが掲げられています。

そこで、今後の少子化対策や子育て支援策、こども・若者の健やかな成長に向けた取組の内容、目標等を明確にするために、「埼玉県こども・若者計画（仮称）」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定しました。

この計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを生み育てることに希望の持てる社会づくりを進めます。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。



\* 1 本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用しているが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用する。

\* 2 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こども大綱」より）

## 2 計画の位置付け

この計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 厚生労働省通知\*3に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- ・ 厚生労働省通知\*4に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

## 3 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

## 4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表

施策の立案に当たっては、客観的データなどのファクト(事実)により現状を把握・分析し、得られたエビデンス(合理的根拠)に基づいて施策立案を行う手法(EBPM\*5)を用いて、施策の有効性を高めます。そのほか、こども・若者、子育て当事者などの意見を聴き、施策立案に生かします。

本計画を着実に推進していくため、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

---

\*3 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針「成育医療等基本方針」に基づく計画策定指針を示したもの。計画の主体は市町村及び都道府県としている。

\*4 平成28年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したもの。「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくことが求められている。

\*5 Evidence-based Policy Making の略。客観的なデータ(エビデンス)に基づく政策立案。

## II 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状

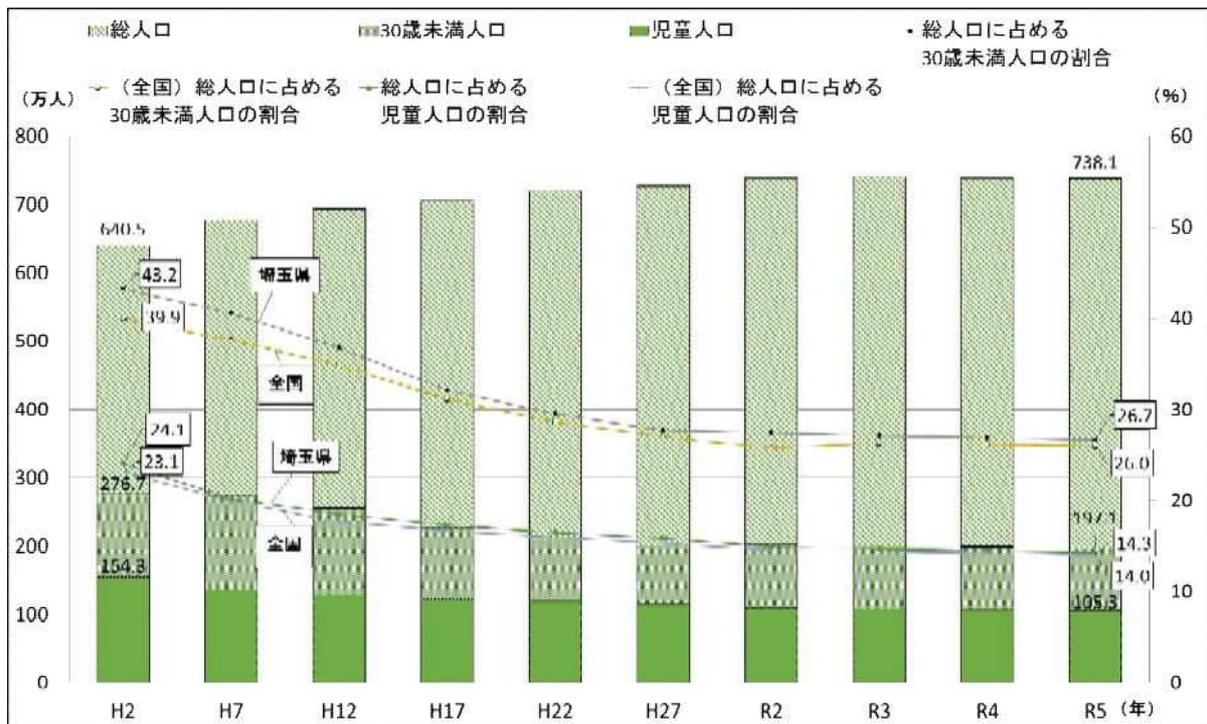
### 1 社会の状況

#### (1) 児童人口及び30歳未満人口の減少

本県における平成2(1990)年の18歳未満の児童人口は約154万3千人、30歳未満人口は約276万7千人でしたが、その後、徐々に減少し、令和5(2023)年には児童人口が約105万3千人、30歳未満人口が約197万1千人となっています。

また、平成2(1990)年の総人口に占める児童人口の割合は24.1%、30歳未満人口の割合は43.2%でしたが、令和5(2023)年には児童人口の割合が14.3%、30歳未満人口の割合が26.7%となっています。

(図表1) 児童人口、30歳未満人口及び総人口の推移(埼玉県)

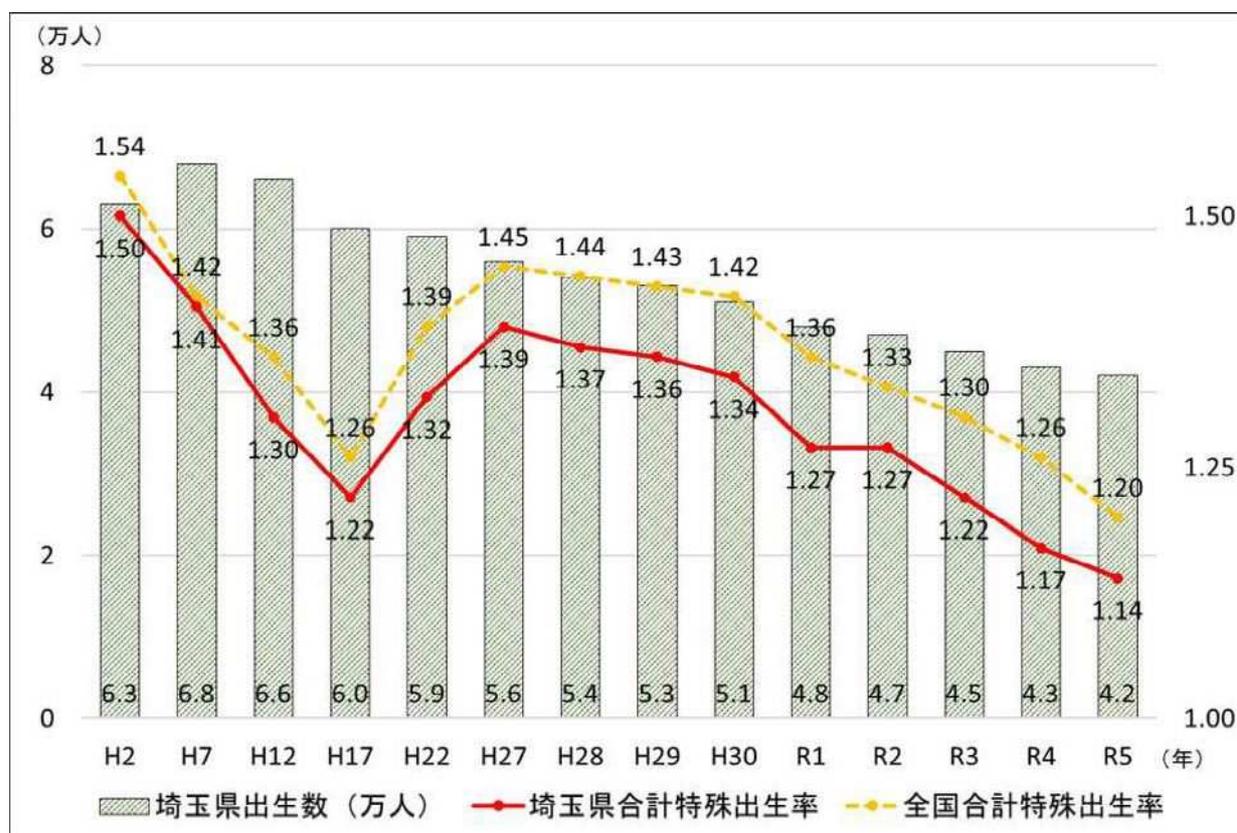


(資料:平成2~27年 総務省「国勢調査」、令和2~5年「埼玉県町(丁)字別人口調査」)

## (2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県における出生数は昭和48(1973)年以降、平成2(1990)年頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成12(2000)年から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、平成2(1990)年から平成17(2005)年にかけて、1.50から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は微減が続いています。令和5(2023)年は1.14で、これは全国の1.20を下回り、全国第41位となっています。

(図表2) 出生数及び合計特殊出生率の推移(埼玉県)

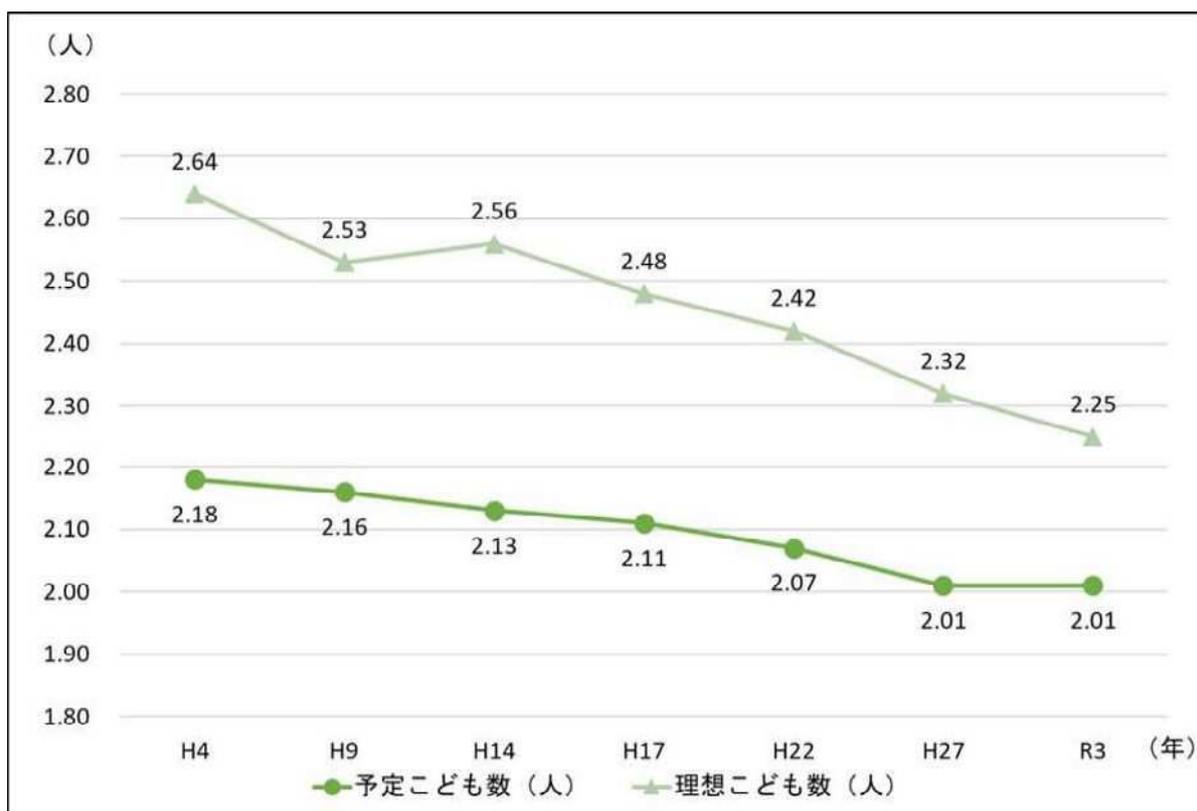


(資料:平成2～平成27年総務省「国勢調査」、平成28～令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

### (3) 予定子ども数と理想子ども数

令和3(2021)年における夫婦にとっての理想的な子どもの数(理想子ども数)が平均で2.25人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数(予定子ども数)は2.01人となっています。

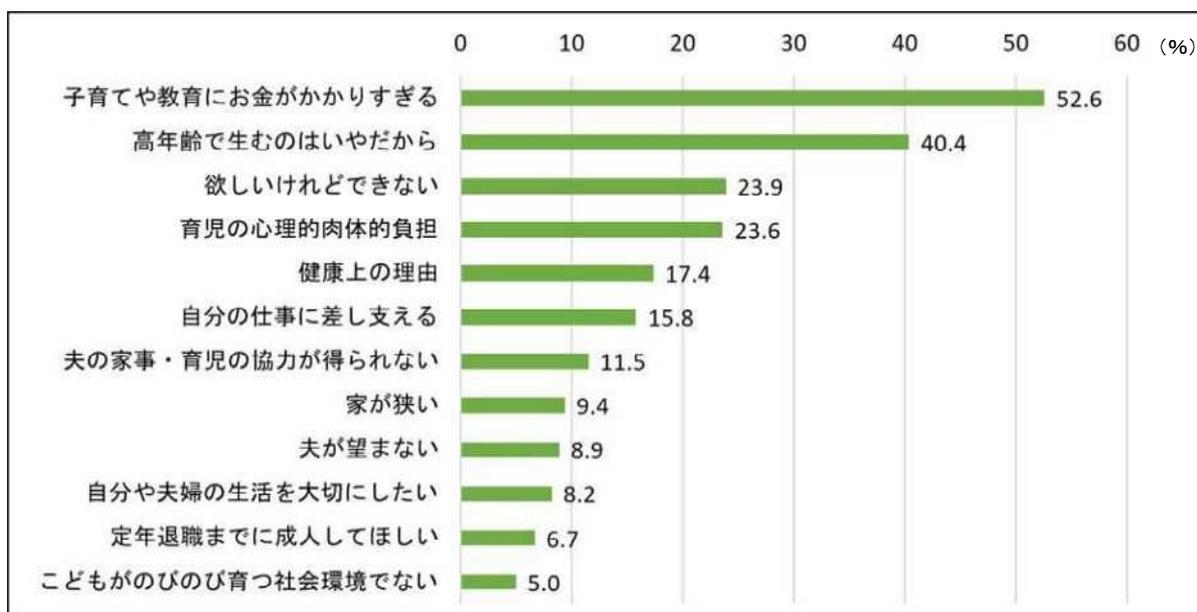
(図表3) 予定子ども数・理想子ども数(全国)



(資料:平成4~令和3年 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下、「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

(図表4) 予定子ども数が理想子ども数を下回る理由(全国)



(資料: 令和3年国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

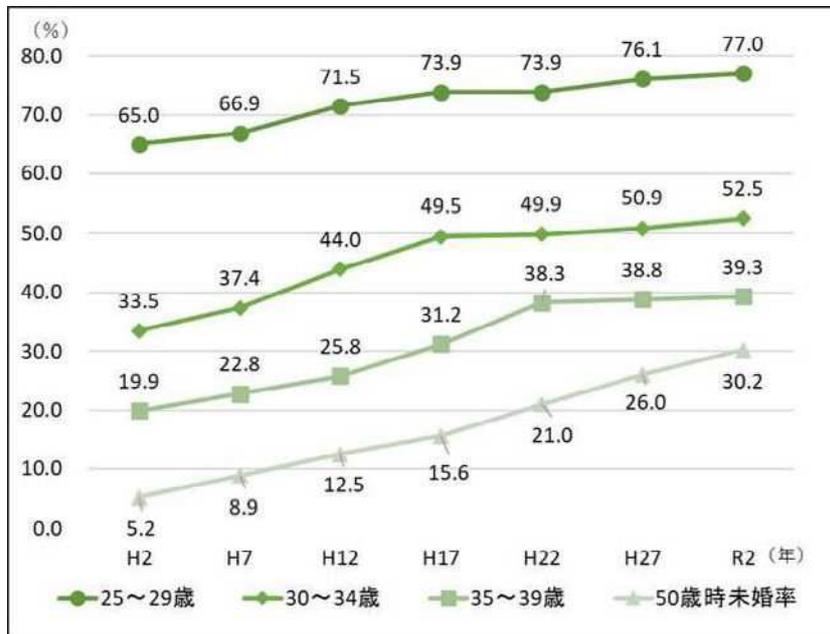
#### (4) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに上昇しています。男性では、平成2(1990)年に25歳～29歳で65.0%、30～34歳で33.5%、35～39歳で19.9%、50歳時で5.2%であったのに対し、令和2(2020)年にはそれぞれ77.0%、52.5%、39.3%、30.2%となっています。女性では、平成2(1990)年に25～29歳で39.1%、30～34歳で12.1%、35～39歳で5.8%、50歳時で3.0%であったのに対し、令和2(2020)年にはそれぞれ66.3%、37.5%、24.8%、16.7%となっています。

令和2(2020)年において、男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は30歳以上の各年代において全国平均よりも未婚率が低くなっています。

## 未婚率の推移(埼玉県)

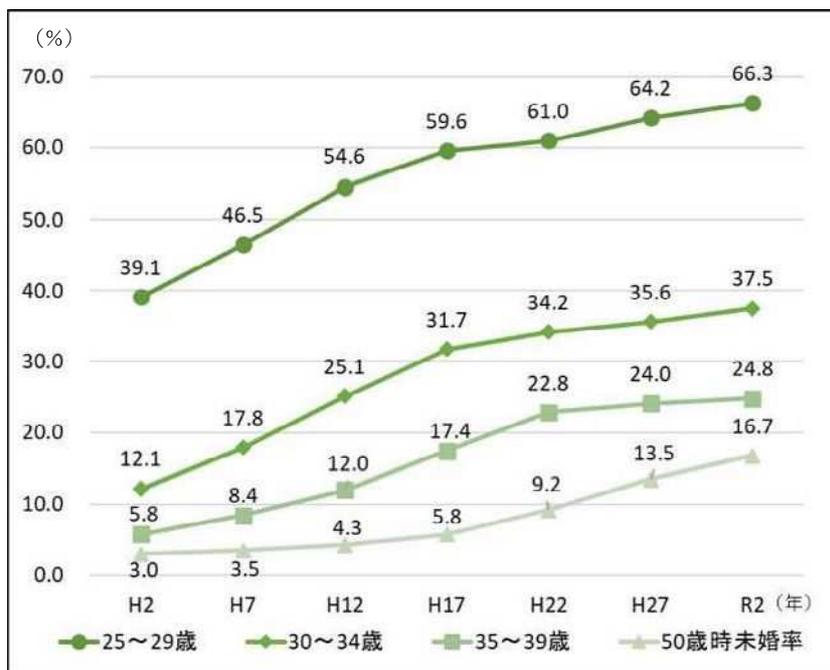
(図表5-1)①男性



全国(令和2年)	
25～29歳	76.4%
30～34歳	51.8%
35～39歳	38.5%
50歳時	28.3%

(資料:平成2～令和2年総務省「国勢調査」)

(図表5-2)②女性



全国(令和2年)	
25～29歳	65.8%
30～34歳	38.5%
35～39歳	26.2%
50歳時	17.8%

(資料:平成2～令和2年総務省「国勢調査」)

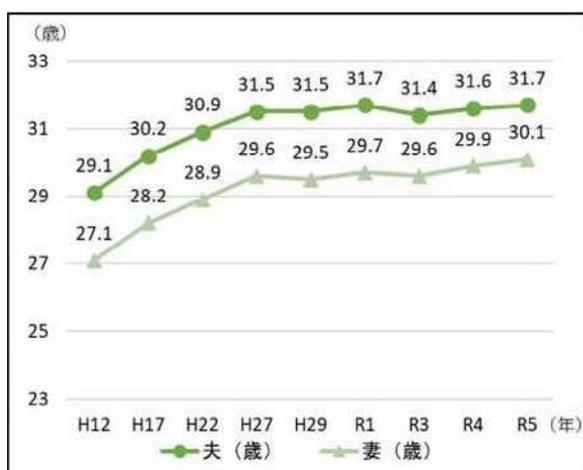
## (5) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成12(2000)年の29.1歳から令和5(2023)年には31.7歳に、妻の初婚年齢は平成12(2000)年の27.1歳から令和5(2023)年には30.1歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

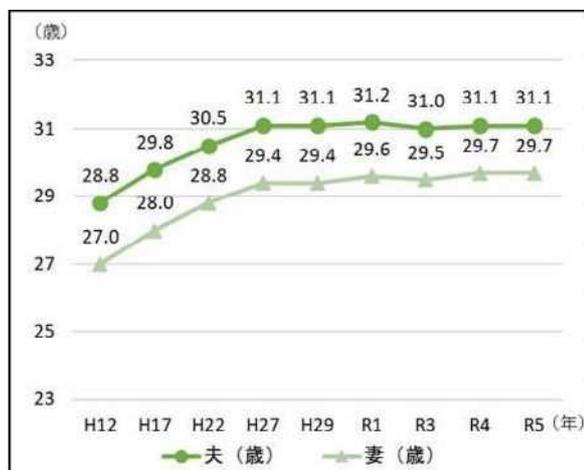
本県における第1子出産年齢は、平成12(2000)年の28.3歳から令和5(2023)年には、31.2歳に上昇し、全国平均と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

### 平均初婚年齢の推移

(図表6-1) (埼玉県)

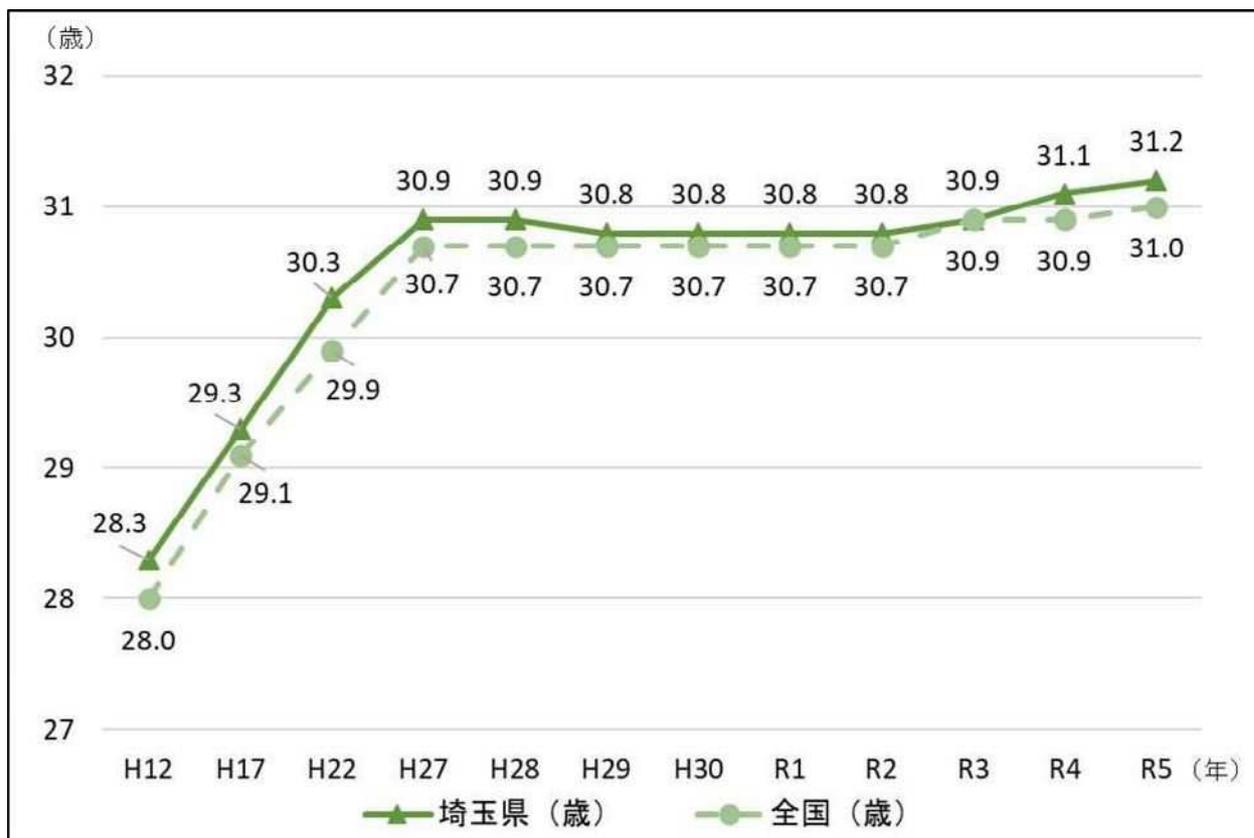


(図表6-2) (全国)



(資料: 令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

(図表7)第1子出産年齢の推移(埼玉県、全国)



(資料:平成12～令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

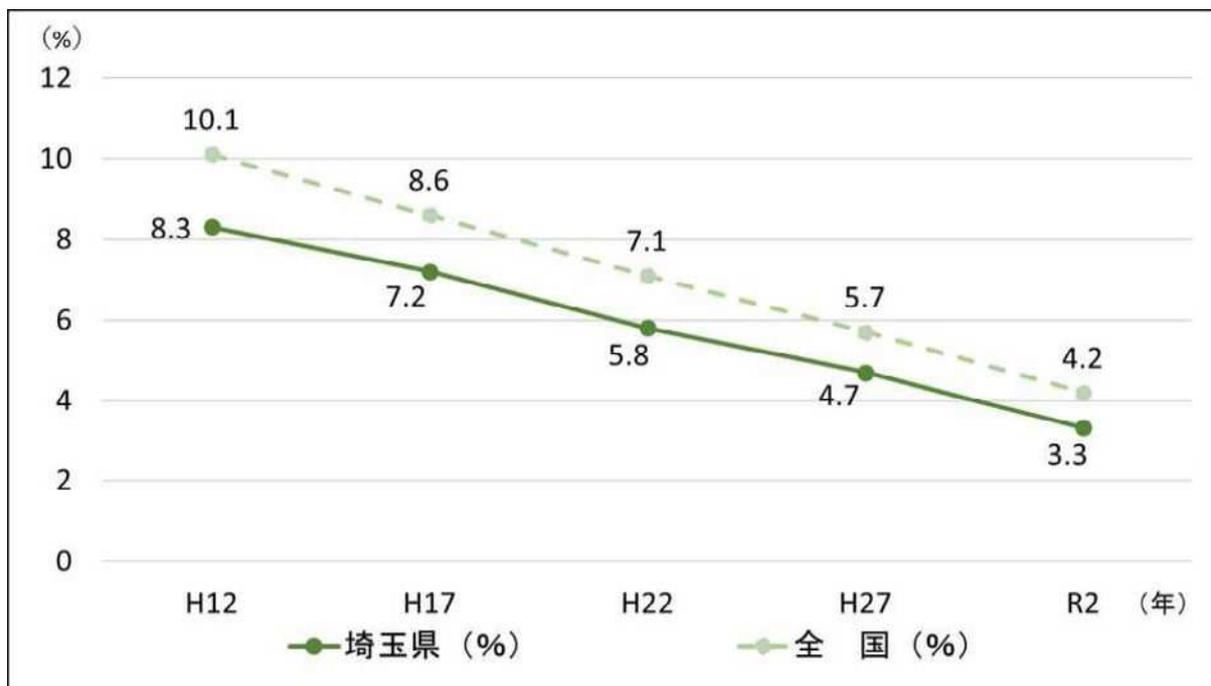
## 2 子育てや就労をめぐる状況

### (1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的に減少しています。本県においても、全国平均を少し下回る水準で減少傾向にあり、平成12(2000)年の8.3%から令和2(2020)年には3.3%となり、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。

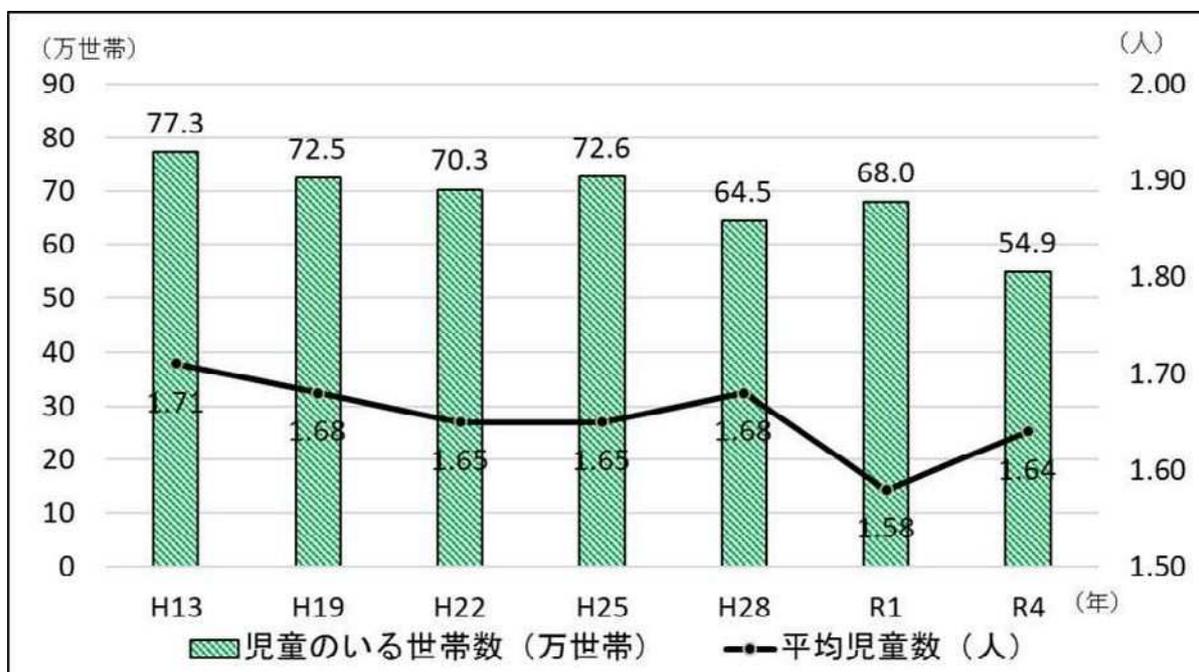
また、18歳未満の児童のいる世帯は、平成13(2001)年の約77万3千世帯から令和4(2022)年には約54万9千世帯に減少し、こどものいる世帯における平均こども数も1.71人から1.64人に減少しています。

(図表8)一般世帯に占める三世帯世帯の割合の推移(埼玉県、全国)



(資料:平成12~令和2年 総務省「国勢調査」)

(図表9)児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数(埼玉県)

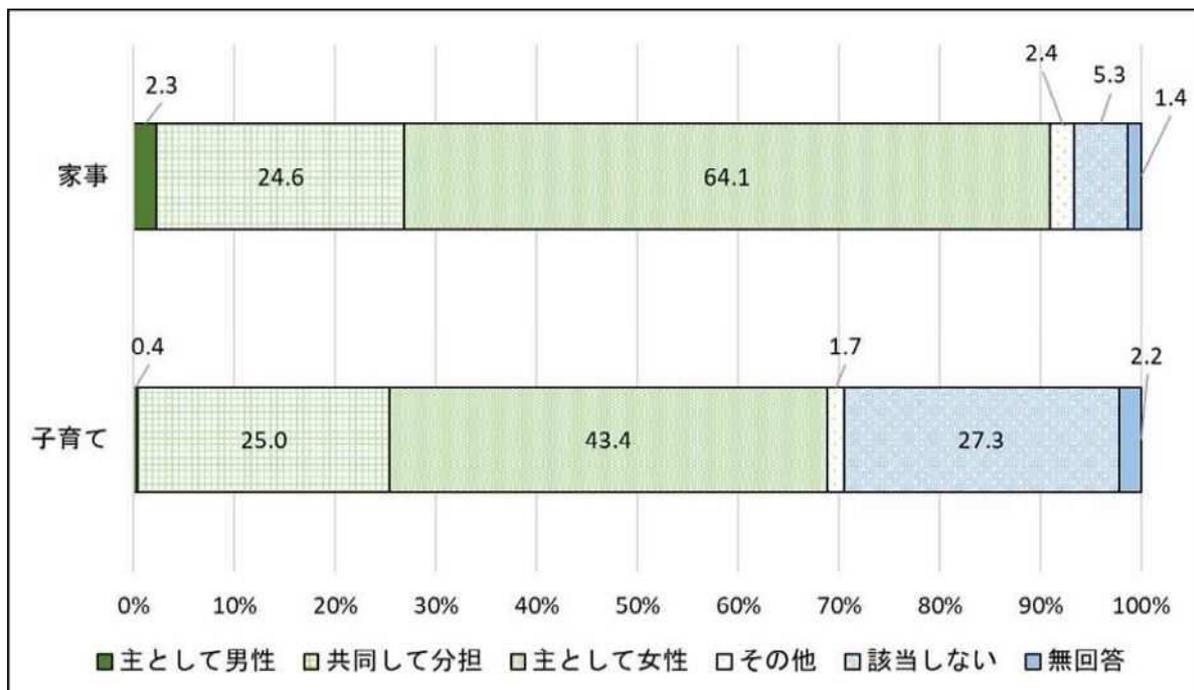


(資料:平成13~令和4年 厚生労働省「国民生活基礎調査」)

## (2) 家庭生活での役割分担

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、依然として女性の負担が大きくなっています。

(図表10) 家庭生活での役割分担(埼玉県)



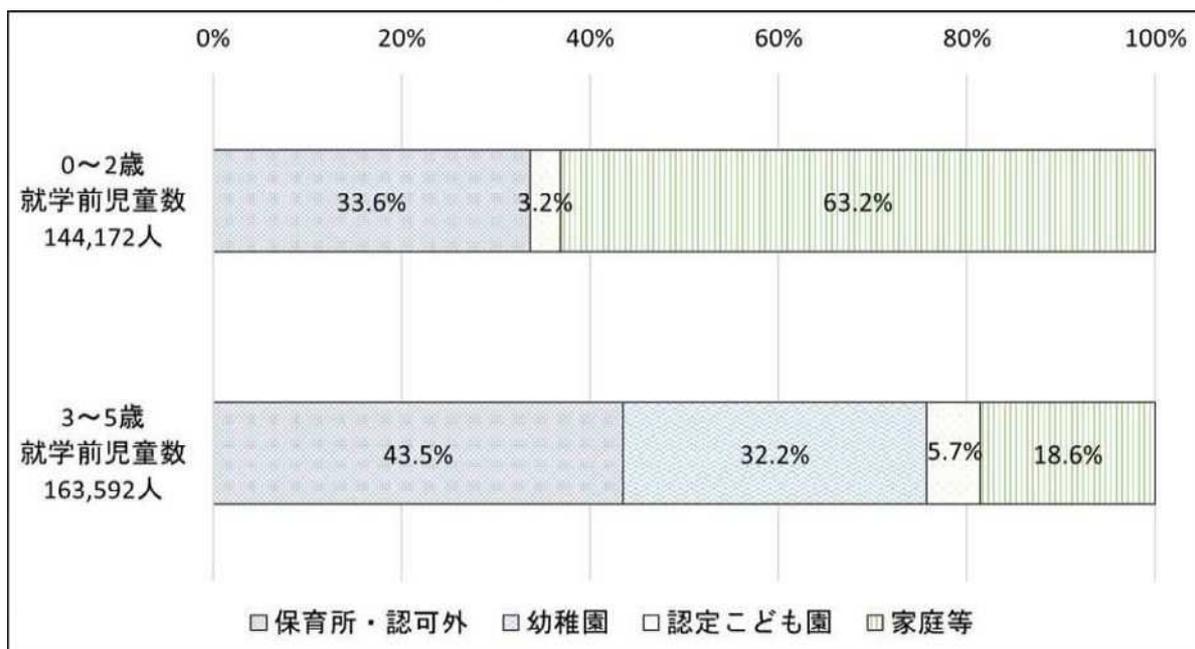
(資料:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」)

## (3) 就学前のこどもの状況

本県のこどもの昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳までのこどもの33.6%が保育所や認可外保育施設に、3.2%が認定こども園に通っており、63.2%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳まででは、43.5%が保育所や認可外保育施設に、32.2%が幼稚園に、5.7%が認定こども園に通っており、家庭等で育てられているこどもは18.6%となります。

(図表11) 就学前の保育状況(埼玉県)



(資料: 令和6年度県子ども支援課調べ)

#### (4) 働く女性の増加

本県の女性就業者は令和2(2020)年には約146万1千人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。令和2(2020)年の女性雇用労働者は、女性就業者の92.4%の約135万人となっています。

(図表12) 女性就業者数の推移(埼玉県)



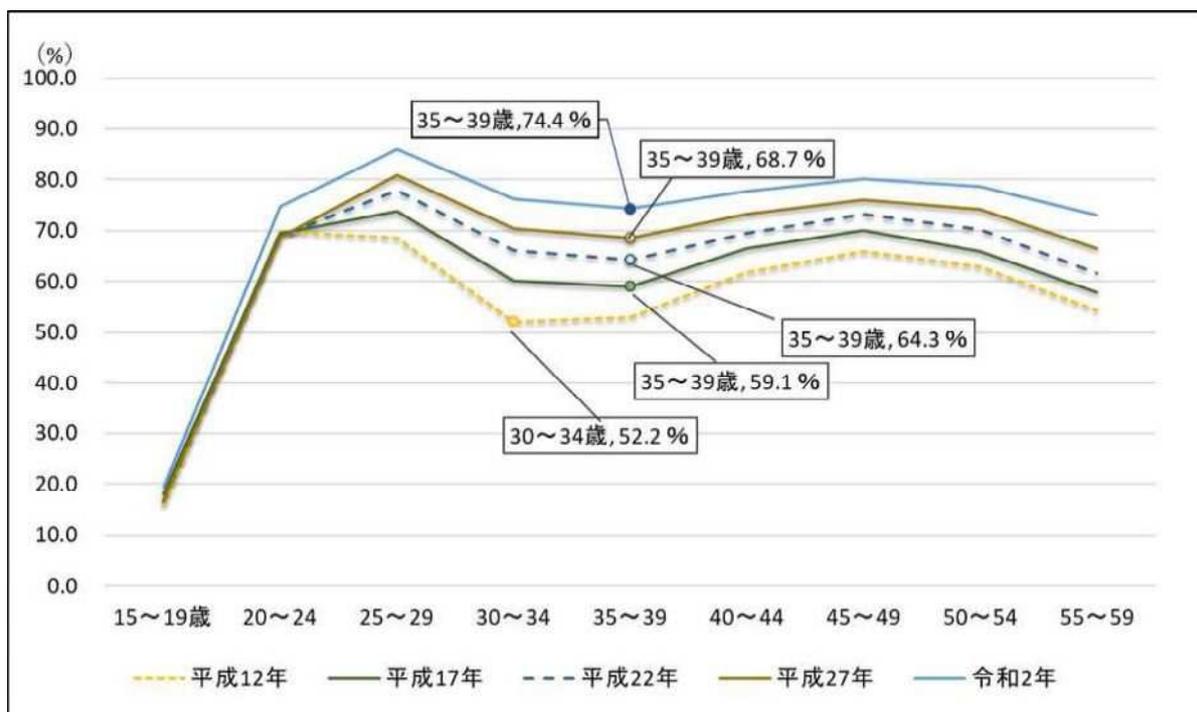
(資料: 昭和35～令和2年 総務省「国勢調査」)

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ\*」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

M字型の底は平成12(2000)年が52.2%、平成17(2005)年が59.1%、平成22(2010)年が64.3%、平成27(2015)年が68.7%、令和2(2020)年が74.4%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

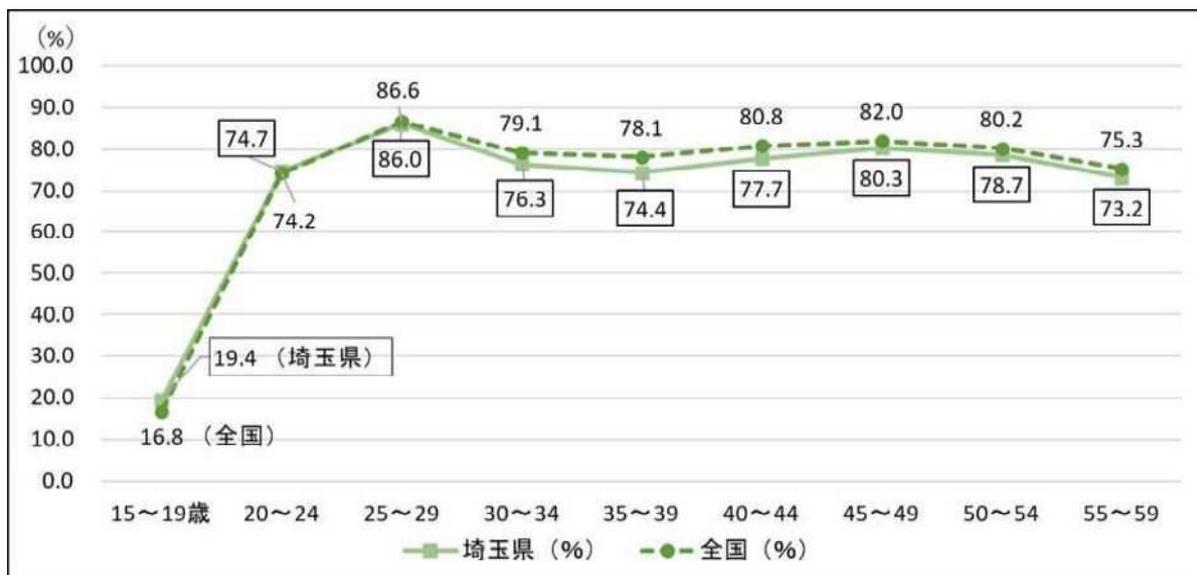
\*M字カーブが深いほど結婚や出産を機に仕事を離れ、その後再就職する女性が多いことを示す。

(図表13) 女性の労働力率の推移(埼玉県・年代別)



(資料:平成12~令和2年 総務省「国勢調査」)

(図表14) 女性の労働力率(埼玉県、全国)

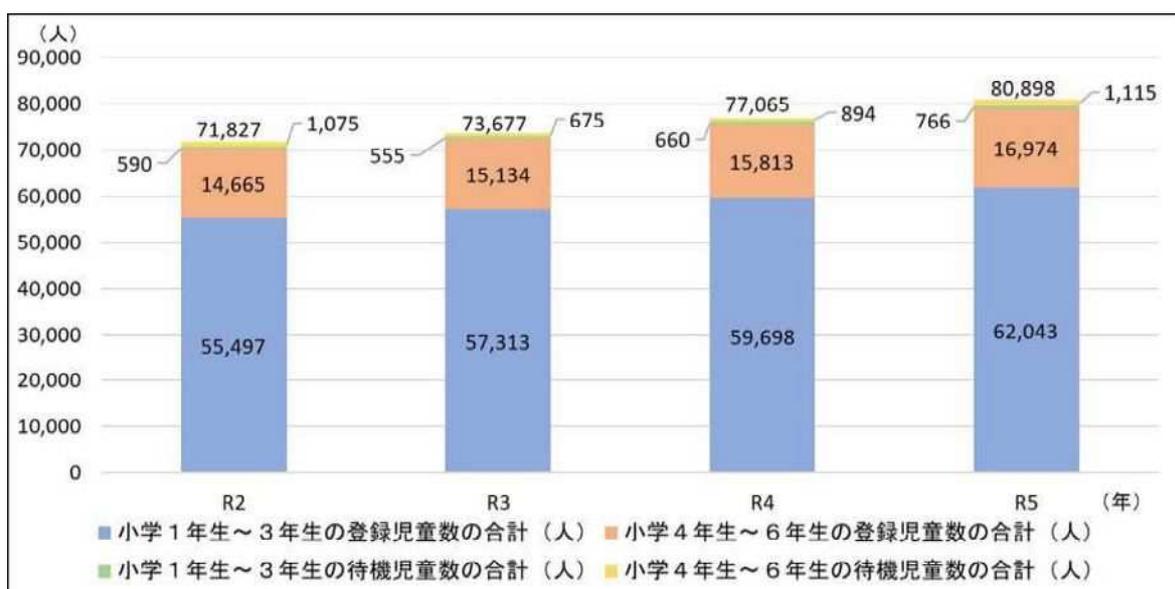


(資料: 令和2年総務省「国勢調査」)

### (5) 学齢期のこどもの状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の上昇等もあり年々利用希望者が増加しています。

(図表15) 放課後児童クラブの利用希望者(登録児童+待機児童)の推移(埼玉県)

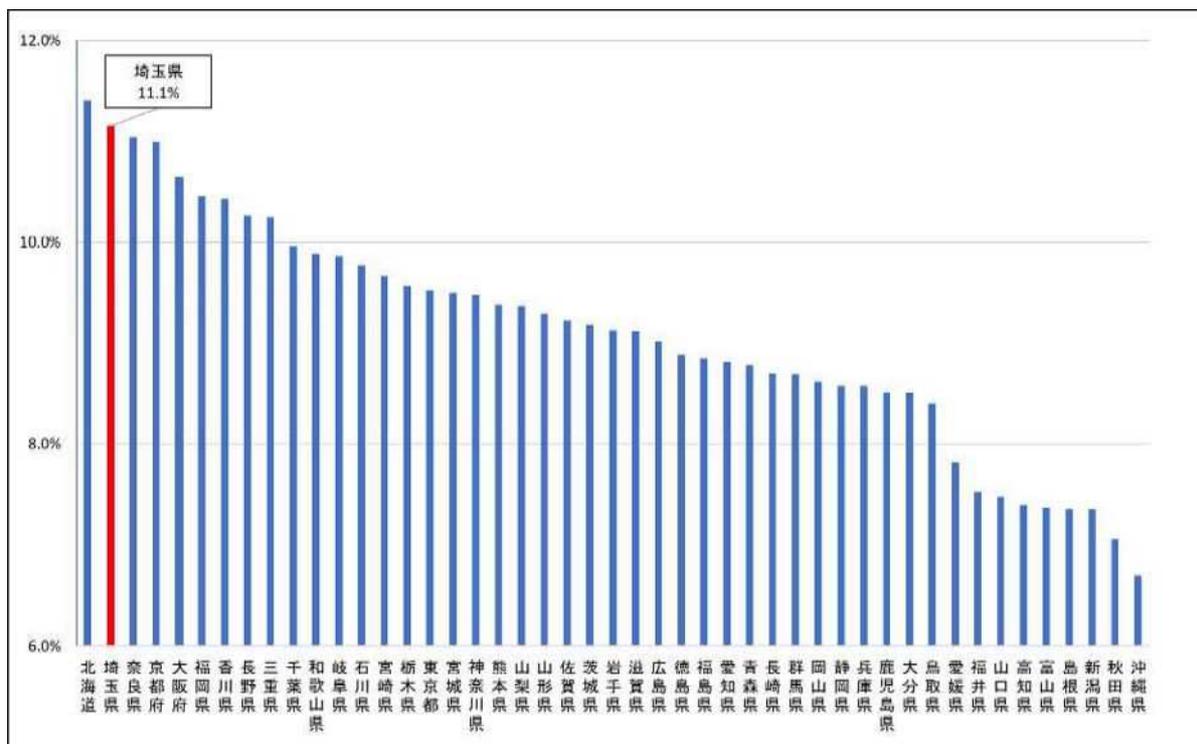


(資料: 令和2～令和4年厚生労働省、令和5年子ども家庭庁「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

## (6) 就業時間の状況

本県の25歳から44歳の就業者(年間就業日数200日以上)のうち、週60時間以上働いている男性の割合は他県と比べて高い水準であり、子育て期にある世代の男性が仕事に時間を割いており、子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

(図表16) 25～44歳の男性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合(全国)

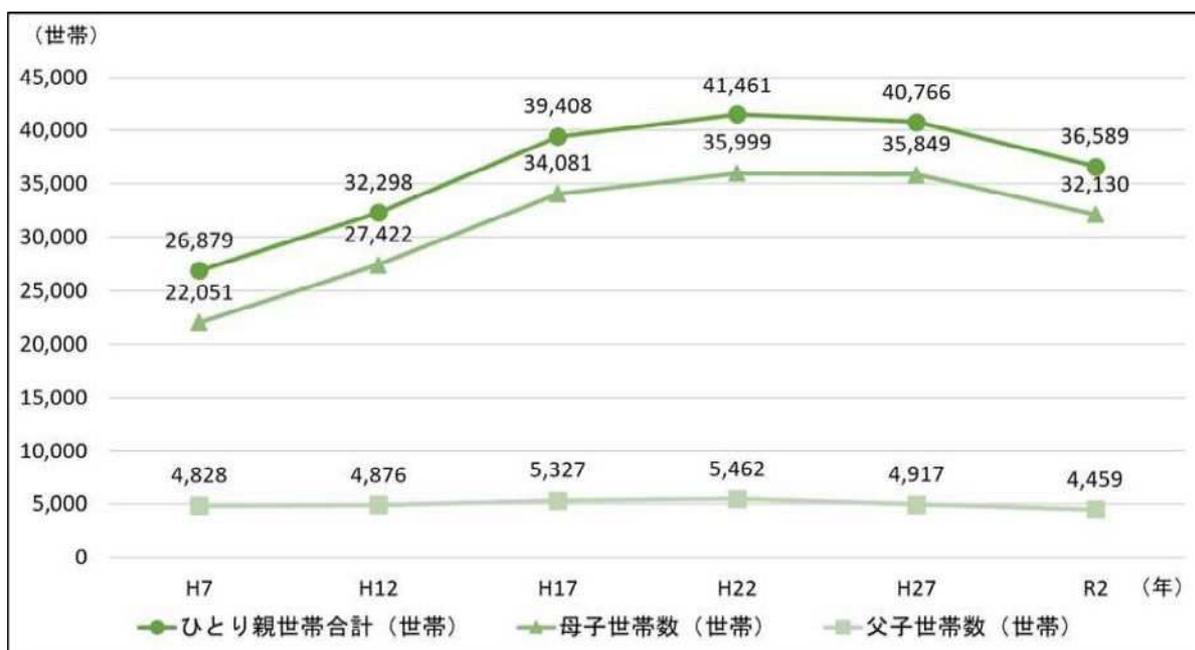


(資料:令和4年 総務省「就業構造基本調査」)

## (7)ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は、令和2(2020)年には、36,589世帯と平成7(1995)年の26,879世帯と比較すると、約1.4倍に増加しています。ひとり親世帯のうち約9割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約8割を占めています。

(図表17)ひとり親世帯数の推移(埼玉県)



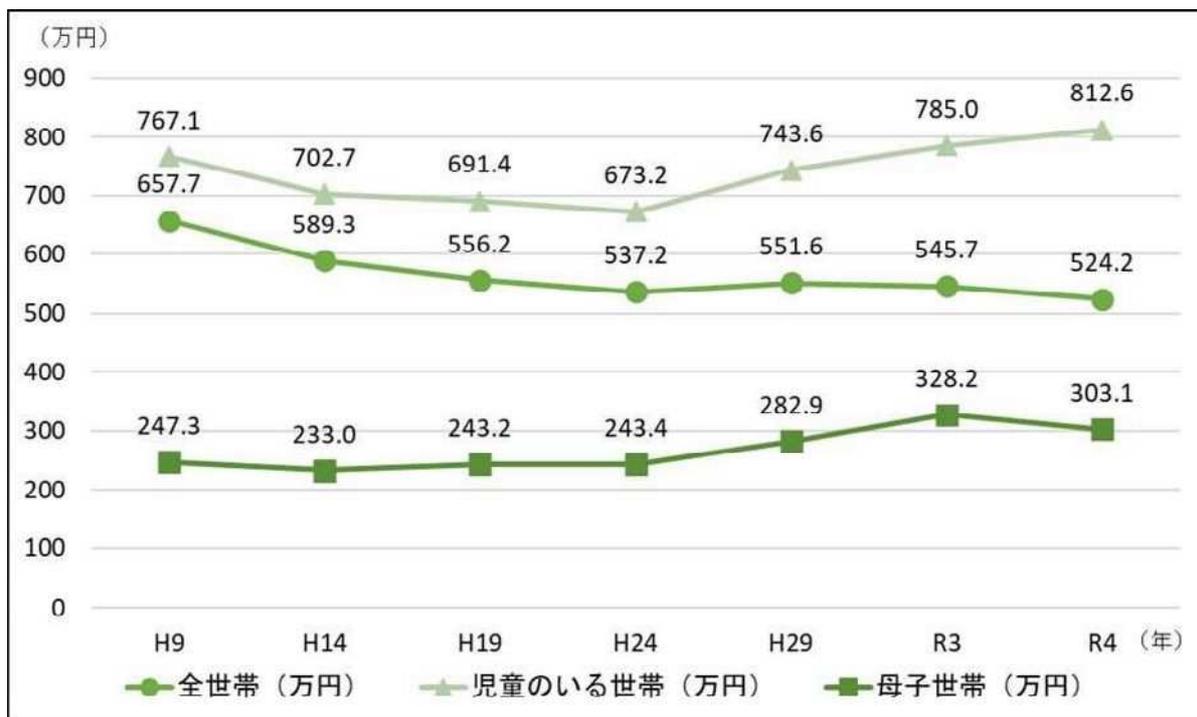
(資料:平成7～令和2年総務省「国勢調査」)

## (8)ひとり親世帯の平均年間所得と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成9(1997)年から令和5(2023)年までは、ほぼ横ばいとなっており、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

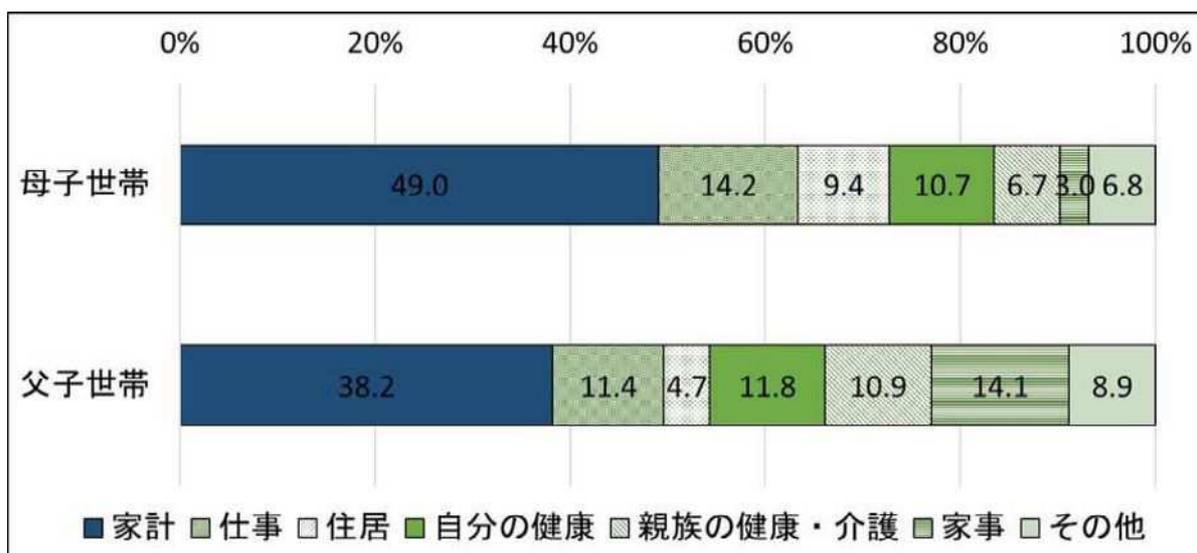
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計について」が全体の多くを占めており、特に母子世帯では約5割となっています。

(図表18)世帯当たりの平均年間所得(全国)



(資料:平成10~令和5年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(図表19)ひとり親世帯の悩み(全国)



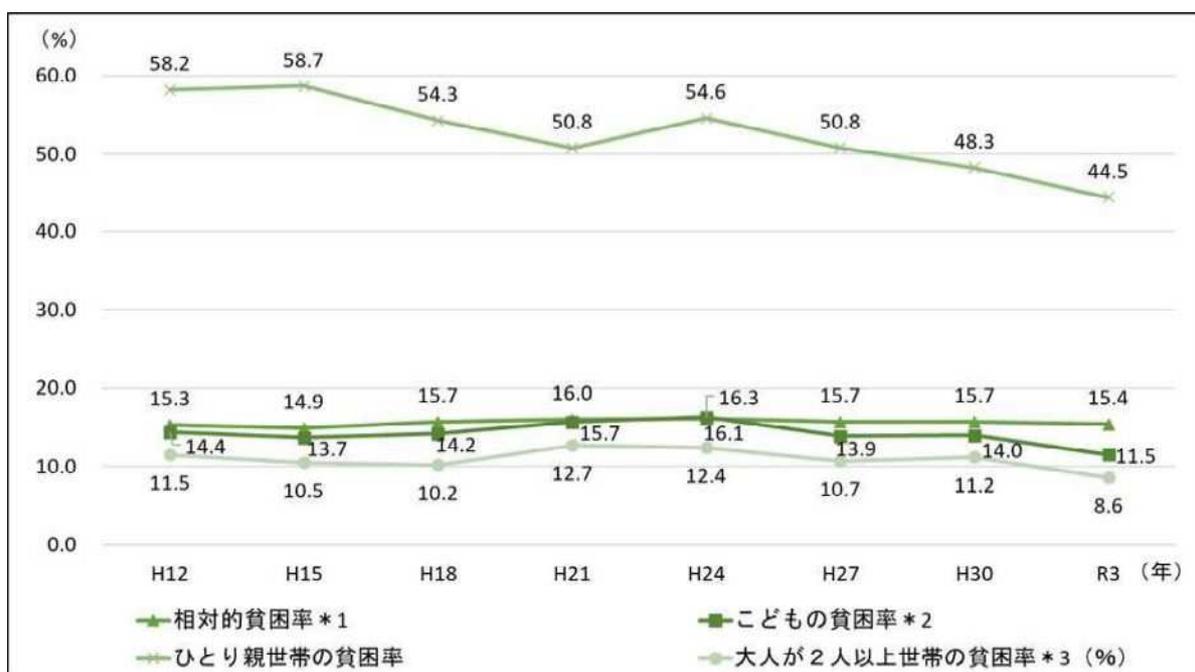
(資料:厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」)

### 3 こどもの貧困の状況

#### (1) こどもの貧困率

こどもの貧困率は、令和3(2021)年で、11.5%となっており、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、全ひとり親世帯のうち約半数が貧困状態にあります。

(図表20) こどもの貧困率の推移(全国)



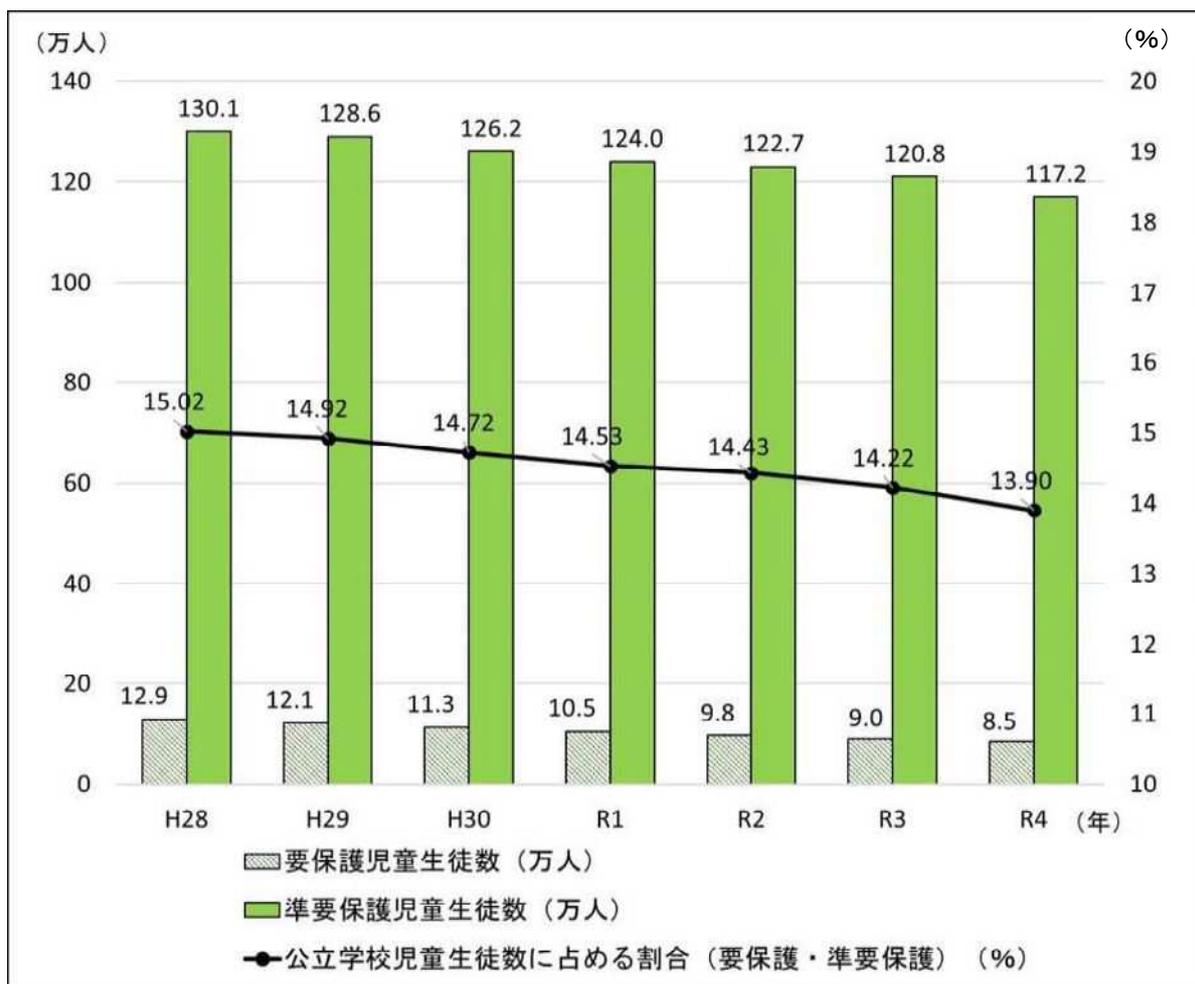
(資料: 令和4年 国民生活基礎調査)

- \*1 相対的貧困率…可処分所得(税や社会保険料などを除いた手取り収入)が貧困線\*4に満たない者の割合。
- \*2 こどもの貧困率…こども(17歳以下の者)全体に占める、可処分所得が貧困率に満たないこどもの割合。
- \*3 大人が2人以上世帯の貧困率…こどもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上世帯の貧困率。
- \*4 貧困線…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の値。

## (2) 就学援助を受けている児童生徒数

経済的理由により就学困難な状況にあるため、就学援助を受けている小・中学生は減少傾向にあり、令和4(2022)年の要保護児童生徒数は約8万5千人、準要保護児童生徒数は約117万2千人となっています。

(図表21) 要保護・準要保護児童生徒数(全国)



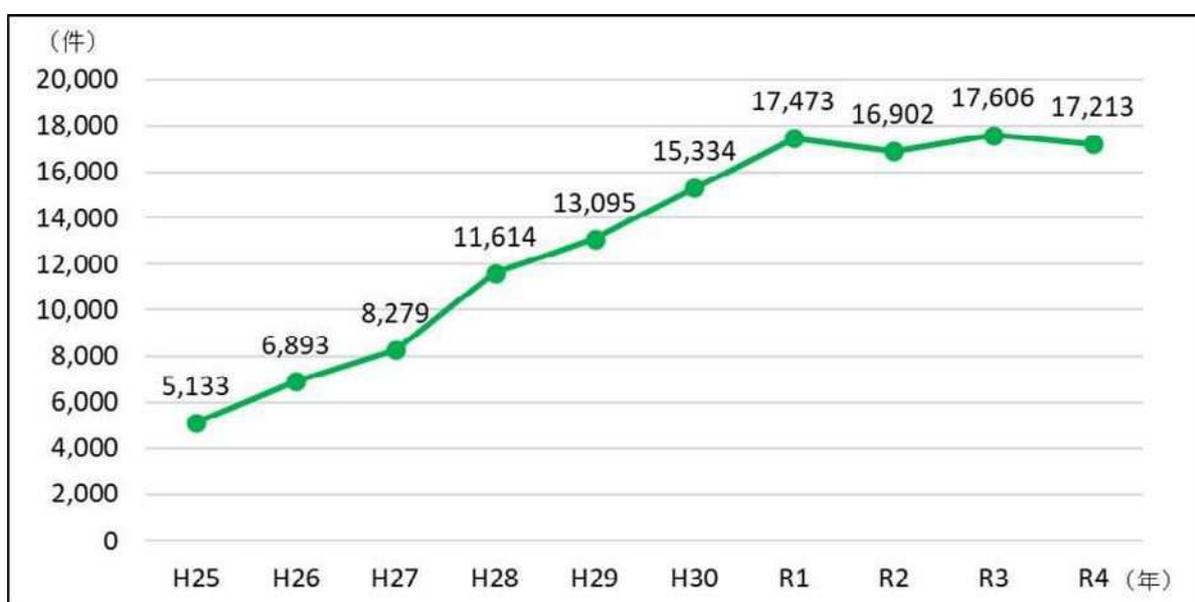
(資料:厚生労働省調査、令和5年「要保護及び準要保護児童生徒数調査」)

## 4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

### (1) 児童虐待相談対応の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4(2022)年度は17,213件(さいたま市を含む)となり、依然として多い状況となっています。通告経路では警察からの通告が66.2%と最も多くなっています。これらの児童虐待通告に迅速に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

(図表22) 児童相談所における児童虐待相談対応件数(埼玉県)



※厚生労働省及び子ども家庭庁からの通知に基づき、令和4年度以降は調査の結果、虐待が無いことが確認されたケースを件数から除外しています

(資料:平成26～令和5年厚生労働省「福祉行政報告例」)

(図表23) 児童相談所における児童虐待相談対応件数(全国)



(資料: 平成26～令和5年厚生労働省「福祉行政報告例」)

(図表24) 虐待通告経路の割合(埼玉県)

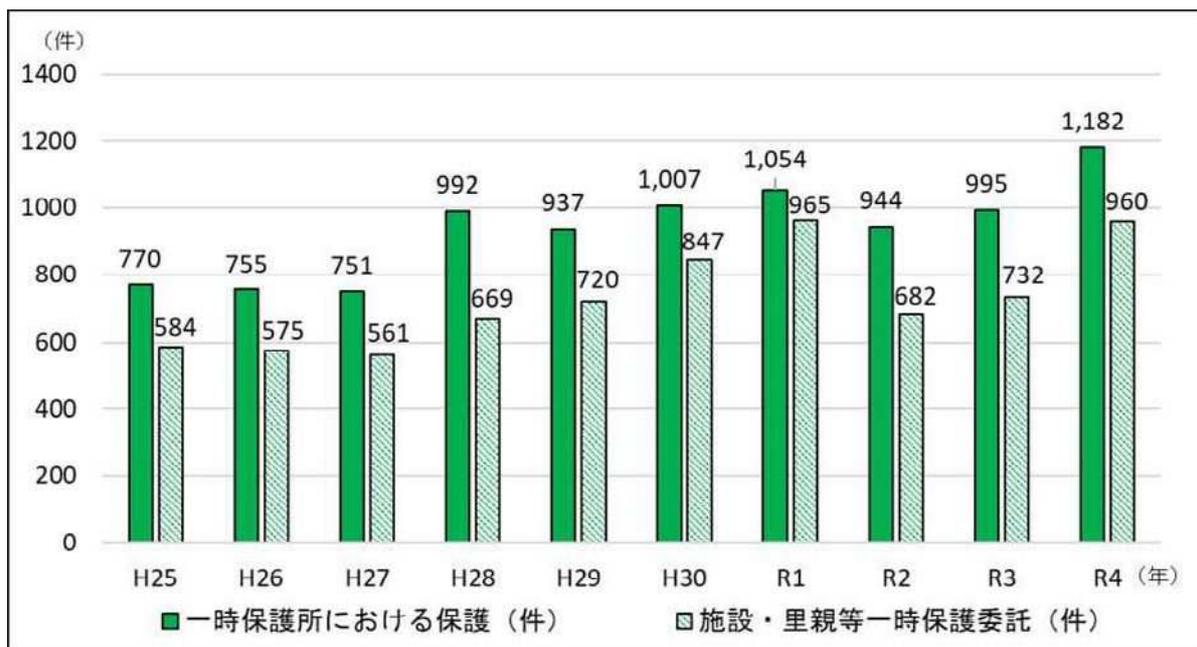


(資料: 令和5年度県子ども安全課調べ)

## (2) 一時保護の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、こどもの安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、保護が長期化することもあり、それぞれのこどもの状況に応じた適切な支援を確保できるよう、施設や里親への保護委託を行っています。

(図表25) 一時保護対応数(埼玉県)

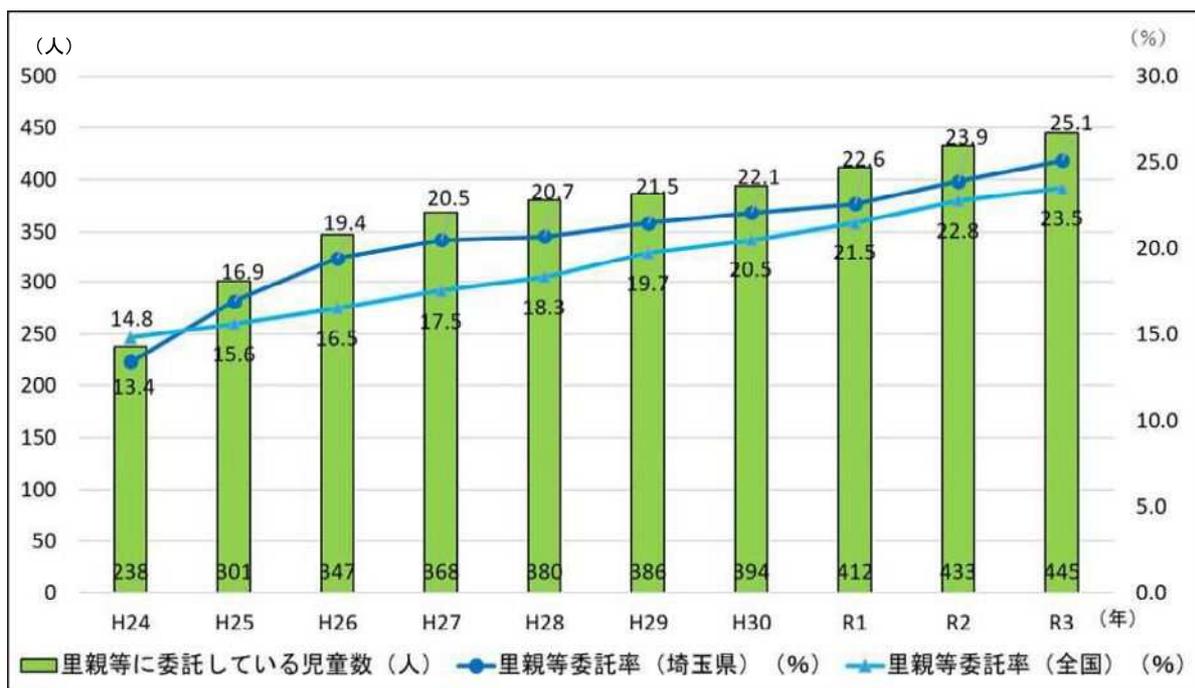


(資料:平成26～令和5年厚生労働省「福祉行政報告例」)

### (3) 里親等委託の状況

保護が必要な子どもを里親等(里親及びファミリーホーム)に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

(図表26) 里親等委託数・委託率の推移(埼玉県)

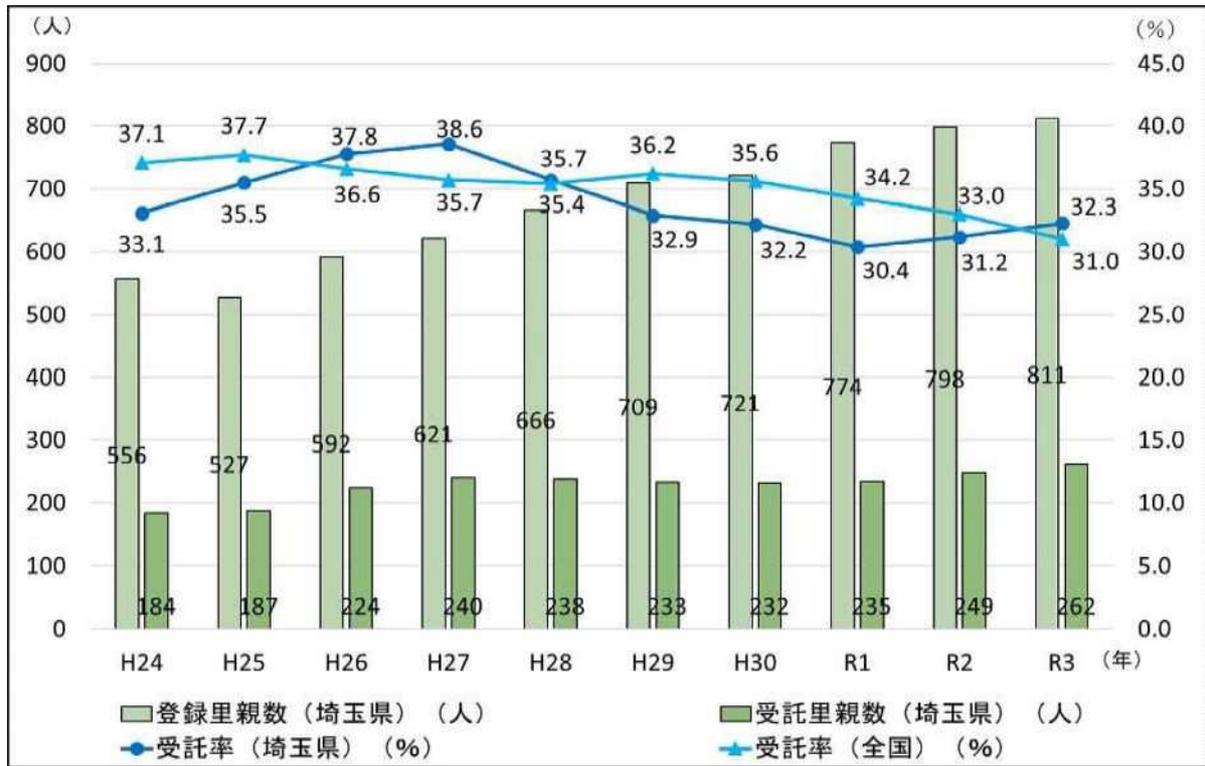


(資料:平成25～令和4年厚生労働省「福祉行政報告例」)

里親の登録数は平成24(2012)年度の556人に対して令和3(2021)年度は811人となっており順調に増加しています。一方、子どもを受託している里親の数は横ばいとなっています。

登録した里親と子どもとの交流や委託後の訪問など、きめ細やかな支援を実施し、里親委託を進めていく必要があります。

(図表27) 里親登録数・受託里親数(埼玉県)

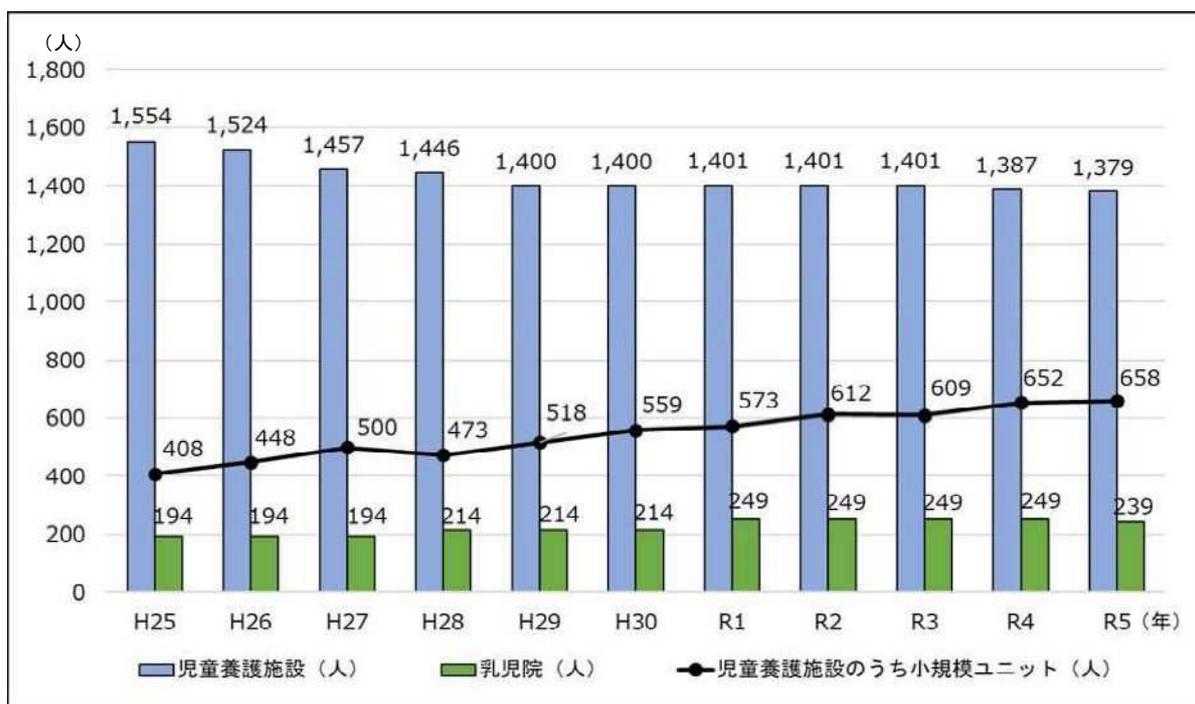


(資料:平成25~令和4年厚生労働省「福祉行政報告例」)

#### (4) 施設養育の状況

児童養護施設は、令和5(2023)年度末で県内に22施設あり、定員は1,379人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は658人に増やしています。また、乳児院は令和5(2023)年度末で県内に8施設あり、定員は239人となっています。今後、こどものケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

(図表28) 児童養護施設・乳児院の定員(埼玉県)



(資料: 令和6年度県子ども安全課調べ)

## 5 こども・若者をめぐる状況

### (1) 非行

本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年は1,271人と前年に比べて350人増加しています。また、刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は、令和5(2023)年は28.2%で、全国平均の30.2%を下回っています。

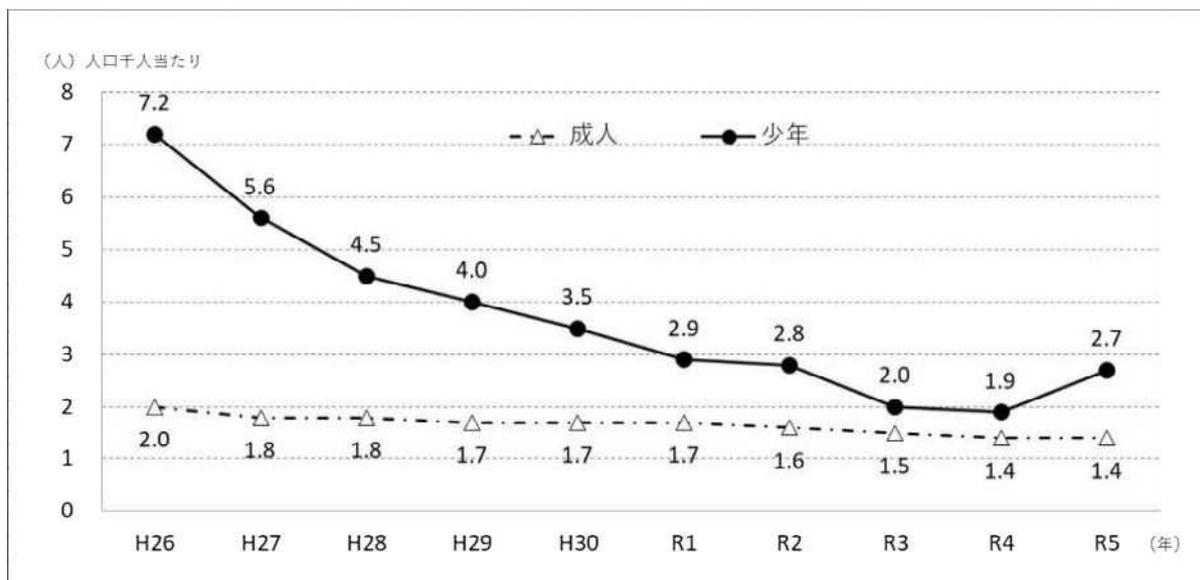
刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比において減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年は人口比で2.7%と前年に比べ増加しており、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

(図表29) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移(埼玉県)



(資料:平成21年~令和3年 埼玉県警察本部「少年非行白書」、令和4年~5年 埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

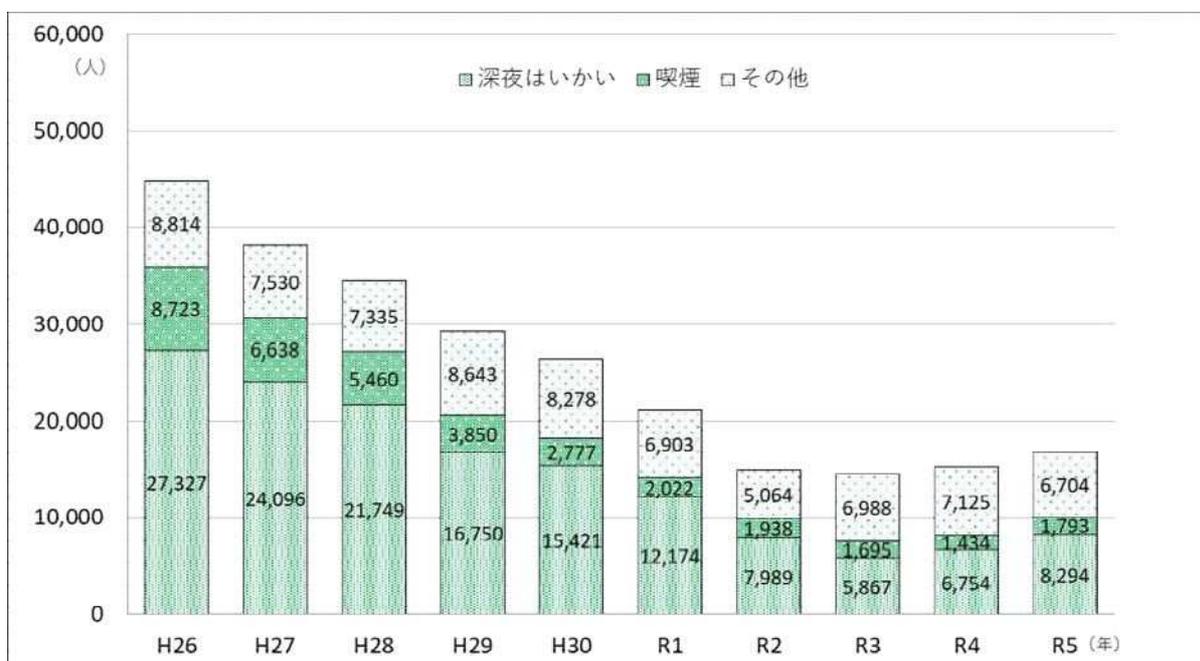
(図表30) 刑法犯少年の人口比の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

不良行為少年も令和3(2021)年までは全体として減少傾向にありましたが、令和4(2022)年以降増加傾向にあります。行為別で見ると深夜はいかいと喫煙は増加傾向の状態です。

(図表31) 不良行為少年の推移(埼玉県)

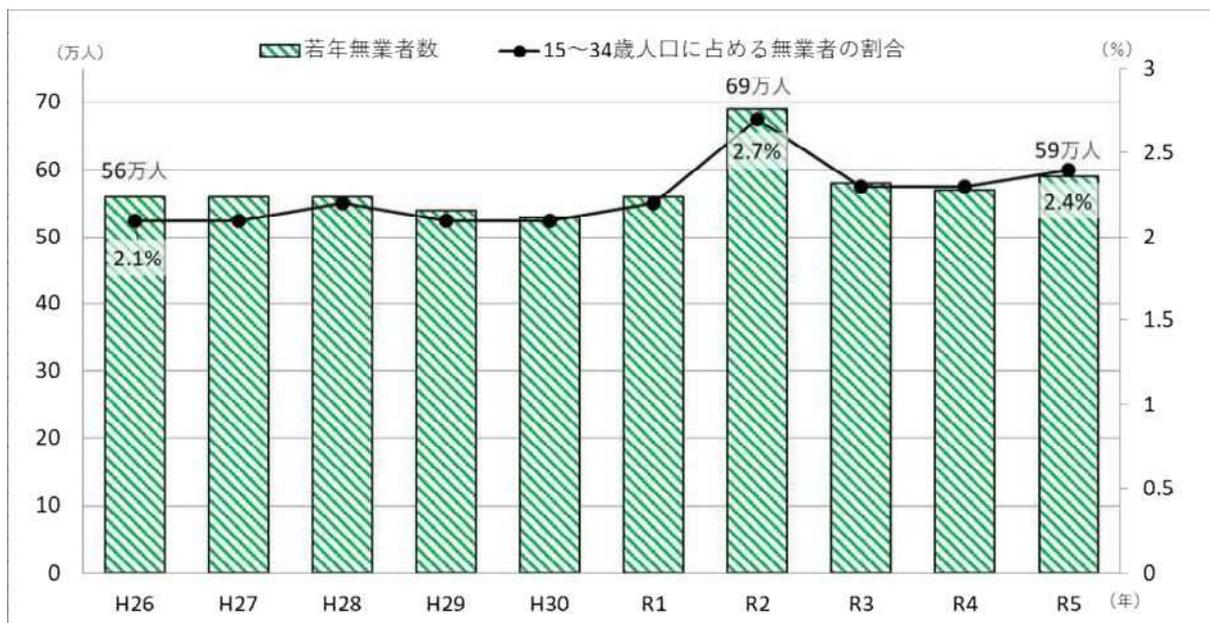


(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

## (2) 若年無業者(ニート)、ひきこもり

全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、令和5(2023)年の若年無業者(ニート)は全国で約59万人となっています。

(図表32) 若年無業者及び15歳～34歳人口に占める無業者の割合の推移(全国)



(資料: 令和5年総務省「労働力調査」)

また、令和4(2022)年のひきこもりの若者(15歳から39歳)は、全国で61万9,000人と推計されています。

(図表33)ひきこもり群の定義と推計数(全国)

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	22.3万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.36%	10.9万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の際にだけ外出する	0.95%	28.7万人	準ひきこもり
計	2.05%	61.9万人	広義のひきこもり

(注) 1 ・現在の状態となって6か月以上の者のみ

- ・「現在の状態のきっかけで」「病気(病名 )」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他( )」に自宅働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。
- ・「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2022年)によると15～39歳人口は3,020万人のため、広義のひきこもりの割合は上記のとおりとなる。

(資料:令和4年度 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)

### (3)障害のあるこども・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和5(2023)年度末現在で、延べ22,838人となっています。

(図表34)18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)

18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)	
	令和5年度末
身体障害者手帳所持者数	3,818人
療育手帳所持者数	16,539人
精神障害者保健福祉手帳所持者数※1	2,481人
18歳未満の障害者手帳所持者数合計※2	22,838人

※1 15歳未満の発達障害児の人数 約75,000人

(令和4年12月 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」をもとに推計)

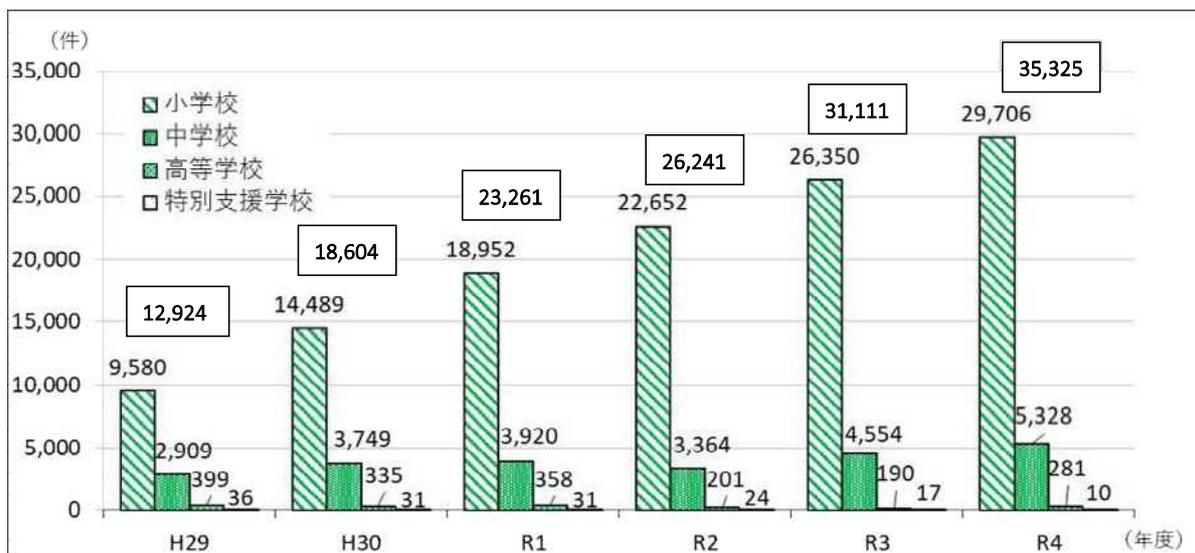
※2 複数の障害者手帳を所持している場合があるため、延べ人数

(資料:令和4年12月 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」)

#### (4)いじめ、不登校、高校中退

本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和4(2022)年度は35,325件となり増加傾向にあります。

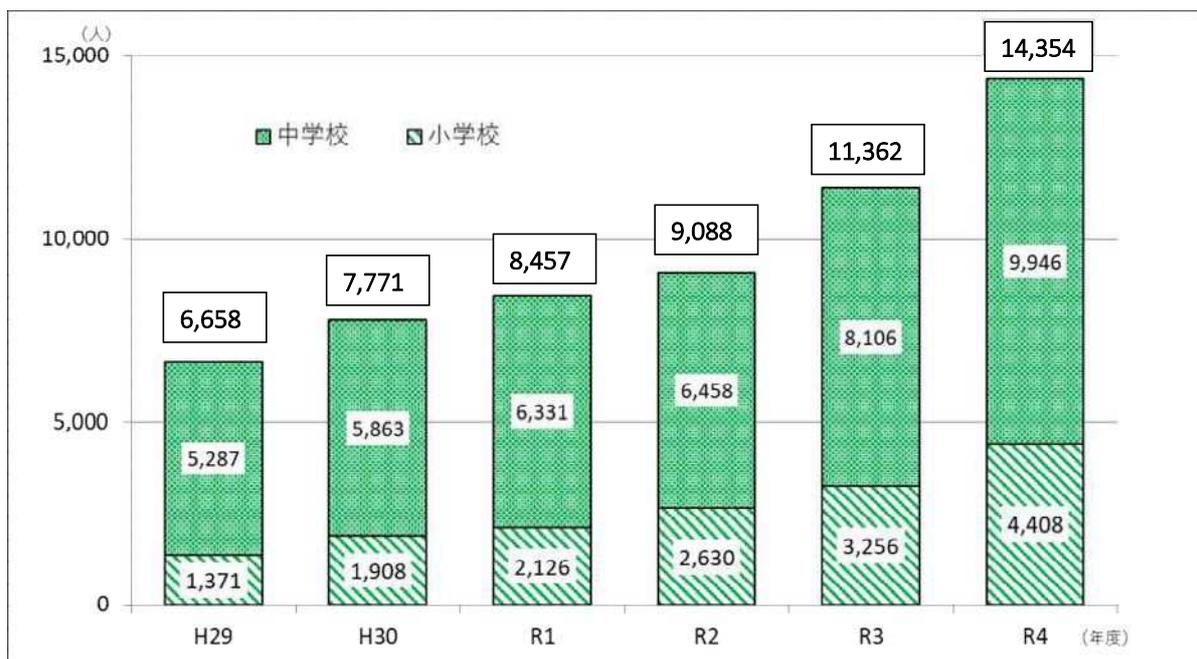
(図表35)いじめの認知件数(埼玉県)



(資料:平成29～令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

本県の国公立小・中学校における令和4(2022)年度の不登校児童生徒数は、14,354人と前年度から2,992人増加しています。

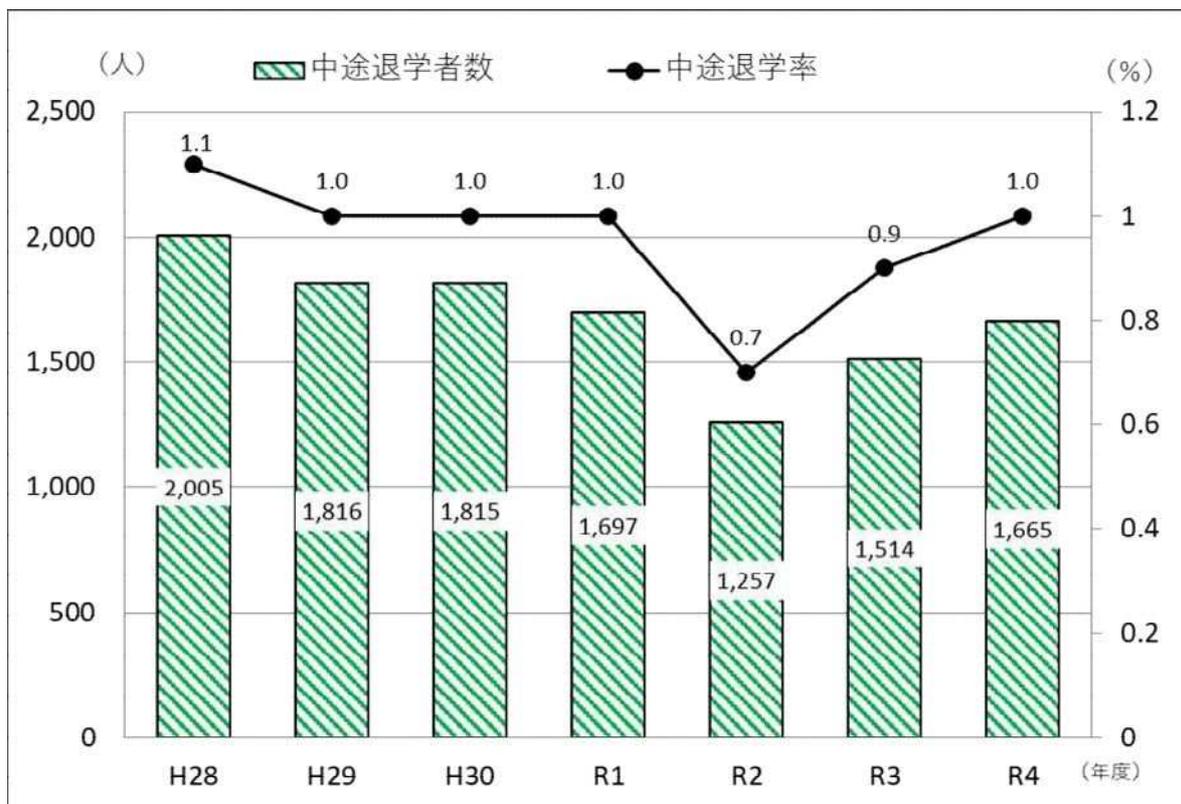
(図表36)不登校児童生徒数(埼玉県)



(資料:平成29~令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

また、本県の国公私立高校中途退学者数は、長期的には減少傾向にあるものの、令和4(2022)年度は1,665人と前年度から151人増加しています。

(図表37) 国公立高校の中途退学者及び中途退学率(埼玉県)



(資料:平成28～令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

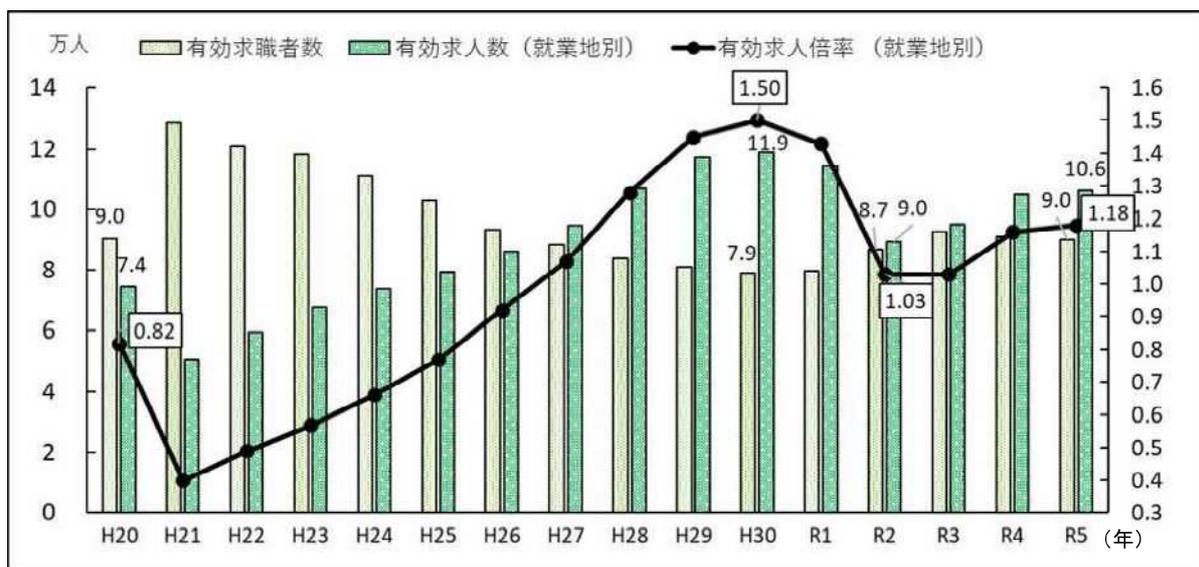
### (5) 雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成20(2008)年に発生したリーマンショック後から平成30(2018)年度にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んできました。

しかし、令和2(2020)年に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、全国より高いものの下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合も、上昇しました。

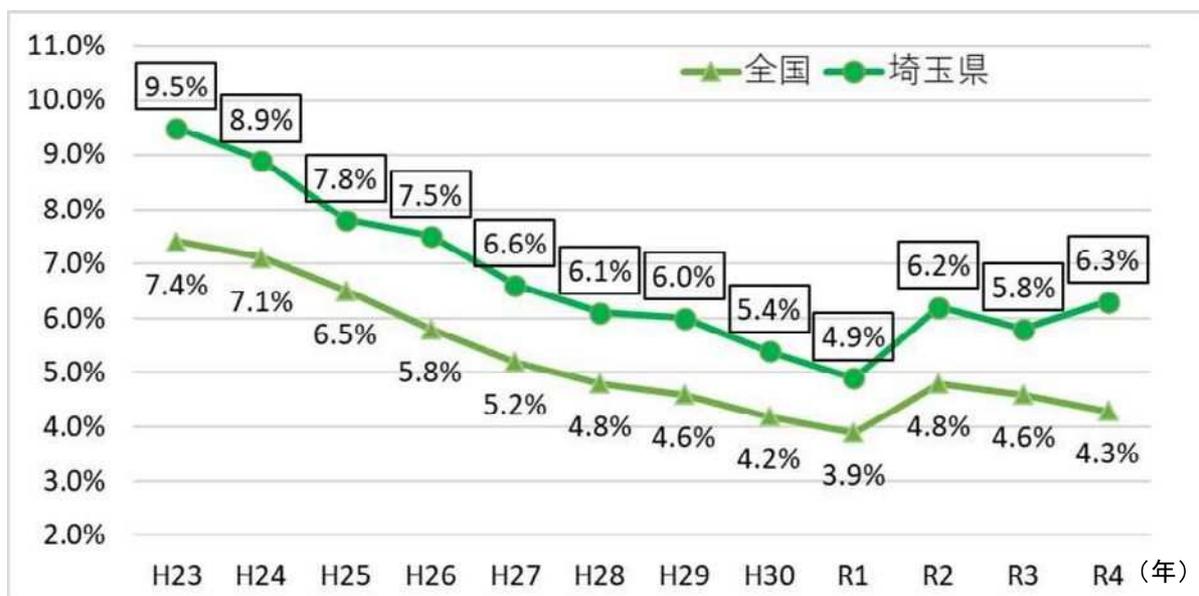
このほか、若者の就業をめぐる、不本意ながら非正規雇用者である者や長期間就業等をしていない者の存在などの課題もあります。

(図表38) 求人・求職及び求人倍率の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」)

(図表39) 大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合(埼玉県)



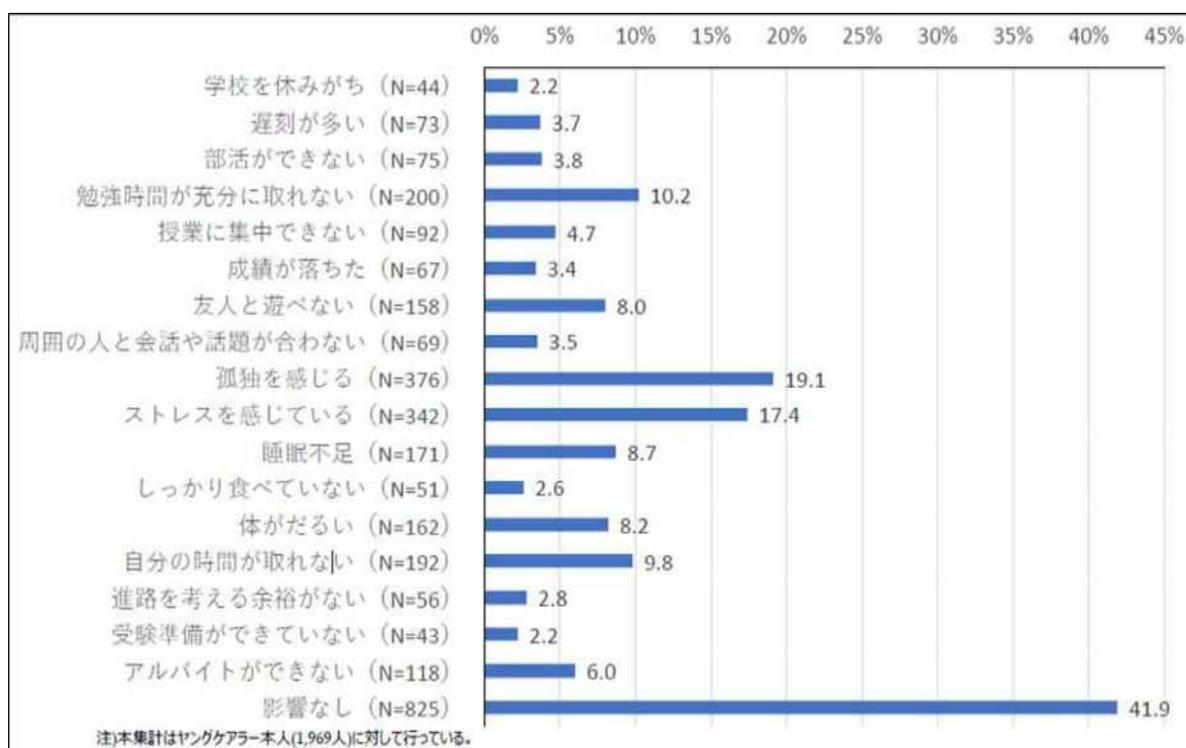
(資料: 令和5年「学校基本調査」)

## (6) ヤングケアラー

埼玉県ケアラー支援条例では、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーと定義し、そのうち18歳未満の者をヤングケアラーとしています。県のヤングケアラー実態調査(令和2年度)では、高校2年生のうち、約4.1%が、自分が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思うと回答しています。

学校生活への影響については、「影響なし」が41.9%と最も高く、次いで「孤独を感じる」が19.1%、「ストレスを感じている」が17.4%、「勉強時間が充分に取れない」が10.2%となっています。

(図表40) 学校生活への影響(複数回答)(埼玉県)

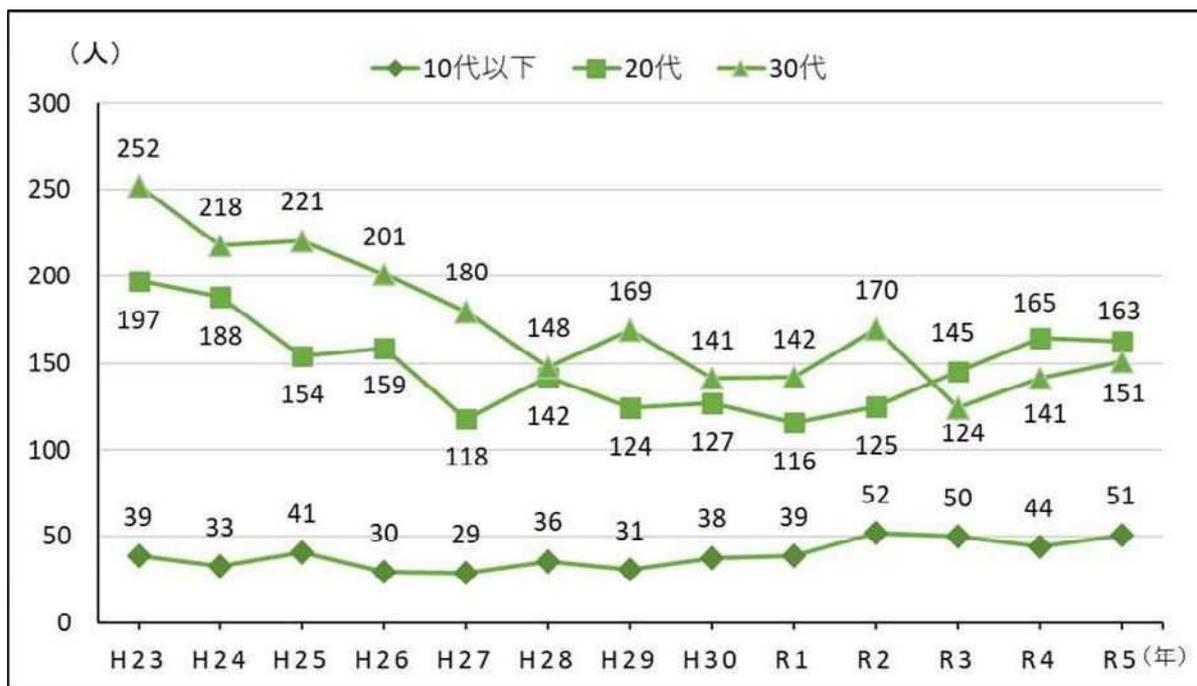


(資料:令和2年度埼玉県福祉部地域包括ケア課「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」)

## (7) 若者の自殺、犯罪被害、交通事故

19歳以下の自殺者数では、増加傾向が見られていたところ、令和2(2020)年に急増し、その後も横ばいとなっています。15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占めており、極めて重大な問題です。

(図表41) 自殺者数の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(図表42)死因順位別・年齢階級別死亡数(埼玉県・令和5(2023)年)

(単位:人)

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	41	不慮の事故	7	悪性新生物	6
20～24歳	自殺	88	不慮の事故	15	悪性新生物	11
25～29歳	自殺	73	不慮の事故	16	悪性新生物	13
30～34歳	自殺	82	悪性新生物	31	不慮の事故 心疾患(高血圧性を除く)	15
35～39歳	自殺	60	悪性新生物	59	心疾患 (高血圧性を除く)	30
40～44歳	悪性新生物	118	自殺	111	心疾患 (高血圧性を除く)	54
45～49歳	悪性新生物	270	心疾患 (高血圧性を除く)	125	自殺	108
50～54歳	悪性新生物	502	心疾患 (高血圧性を除く)	229	自殺	146

(資料:令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

こども・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しており、少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による令和5(2023)年の検挙件数は、358件となっています。

また、中学生以下の交通事故死傷者数は令和2(2020)年までは減少傾向にありましたが、令和3(2021)年に増加し、その後、横ばいが続いています。依然として交通事故は毎年多数発生しており、令和5(2023)年度の交通事故死傷者数は高校生で778人、中学生以下で1,306人となっています。

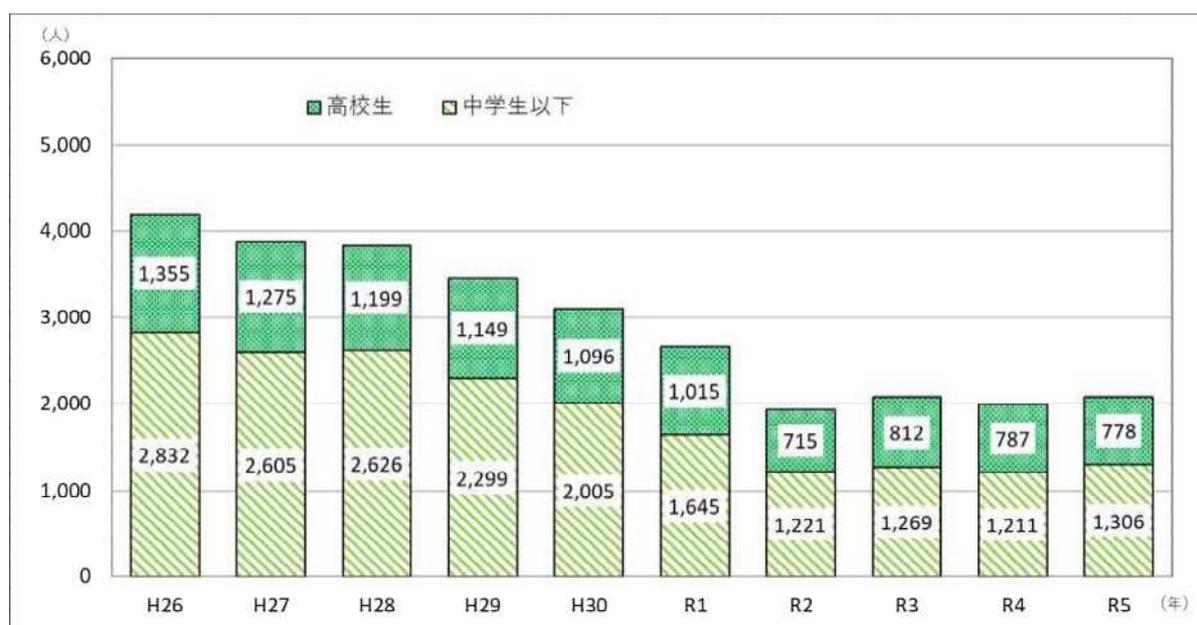
(図表43)福祉犯罪の法令別検挙状況(埼玉県)

単位：件

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
青少年健全育成条例	165	158	205	277	222	176	156
児童買春・児童ポルノ禁止法	130	154	230	199	248	252	158
未成年者喫煙禁止法	31	11	19	29	21	14	8
風営適正化法	8	9	4	8	5	4	0
児童福祉法	10	18	8	12	3	10	5
未成年者飲酒禁止法	6	6	8	8	8	4	3
その他	13	13	3	5	11	5	28
合計	363	369	477	538	518	465	358

(資料：埼玉県警察本部調べ)

(図表44)交通事故死傷者数の推移(埼玉県)



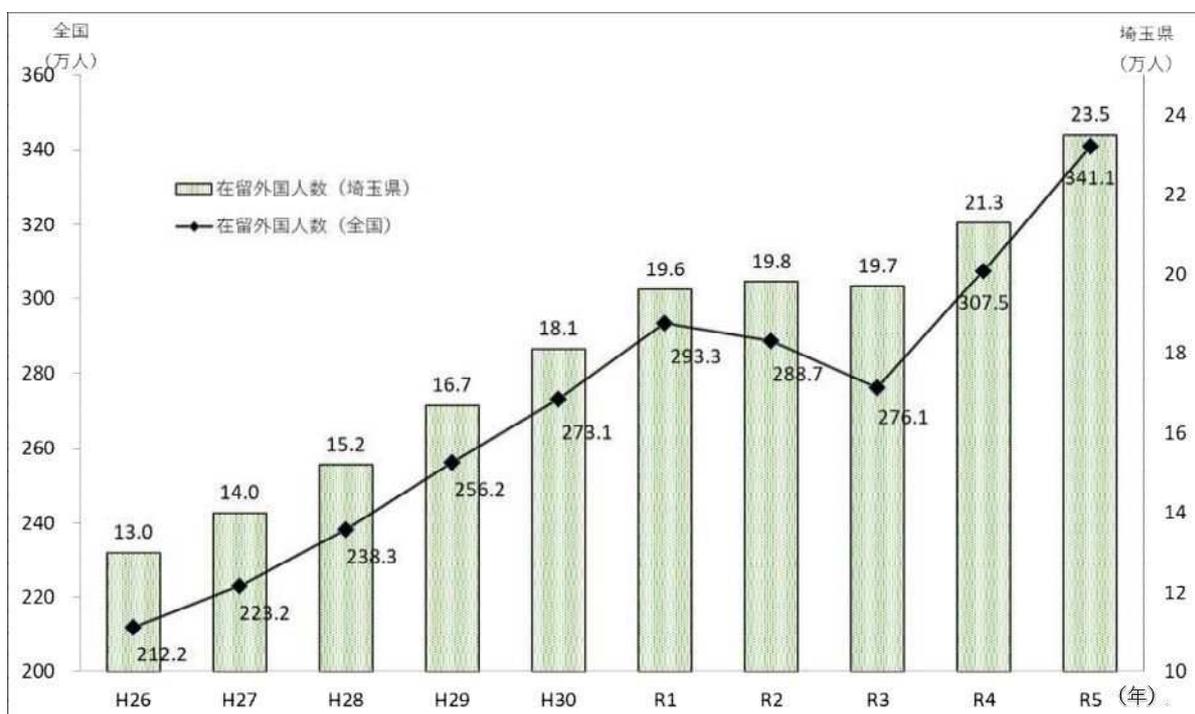
(資料：令和5年埼玉県警察本部 交通事故年報「交通安全のために」)

## (8) グローバル化の進展

本県における令和5(2023)年末の在留外国人数は、約23万5,000人となり、県人口に占める割合は約3.2%となっています。

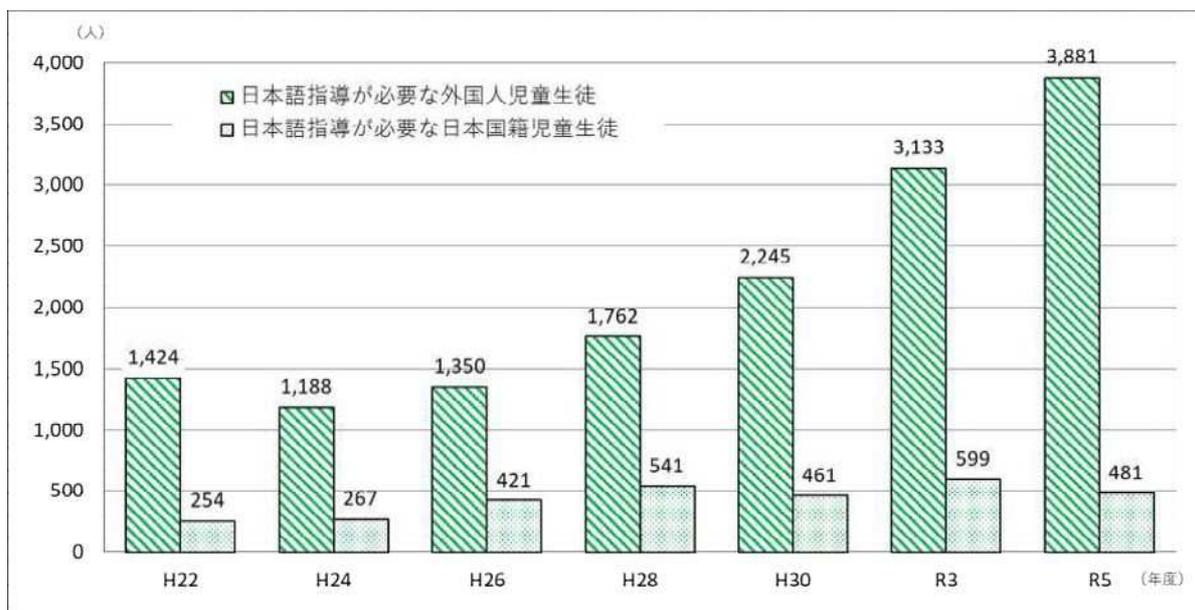
在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和5(2023)年で3,881人と、令和3(2021)年より748人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

(図表45) 在留外国人数(埼玉県、全国・各年12月末時点)



(資料:平成26～令和5年出入国在留管理庁「在留外国人統計」)

(図表46) 日本語指導が必要な児童生徒数(埼玉県)



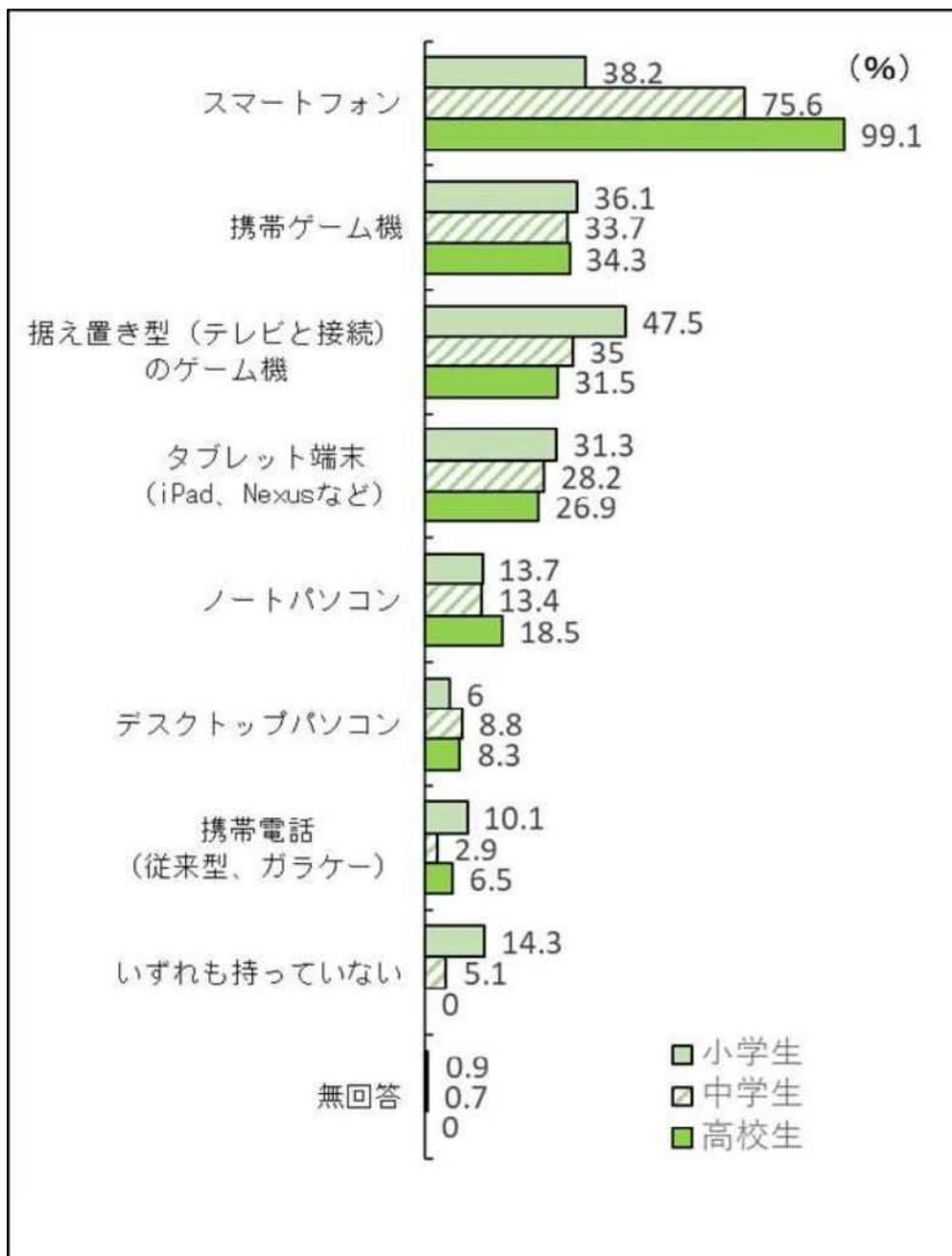
(資料: 令和5年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)

## (9) インターネットの利用

令和3年度埼玉県青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と年齢が上がるにつれて上昇しています。

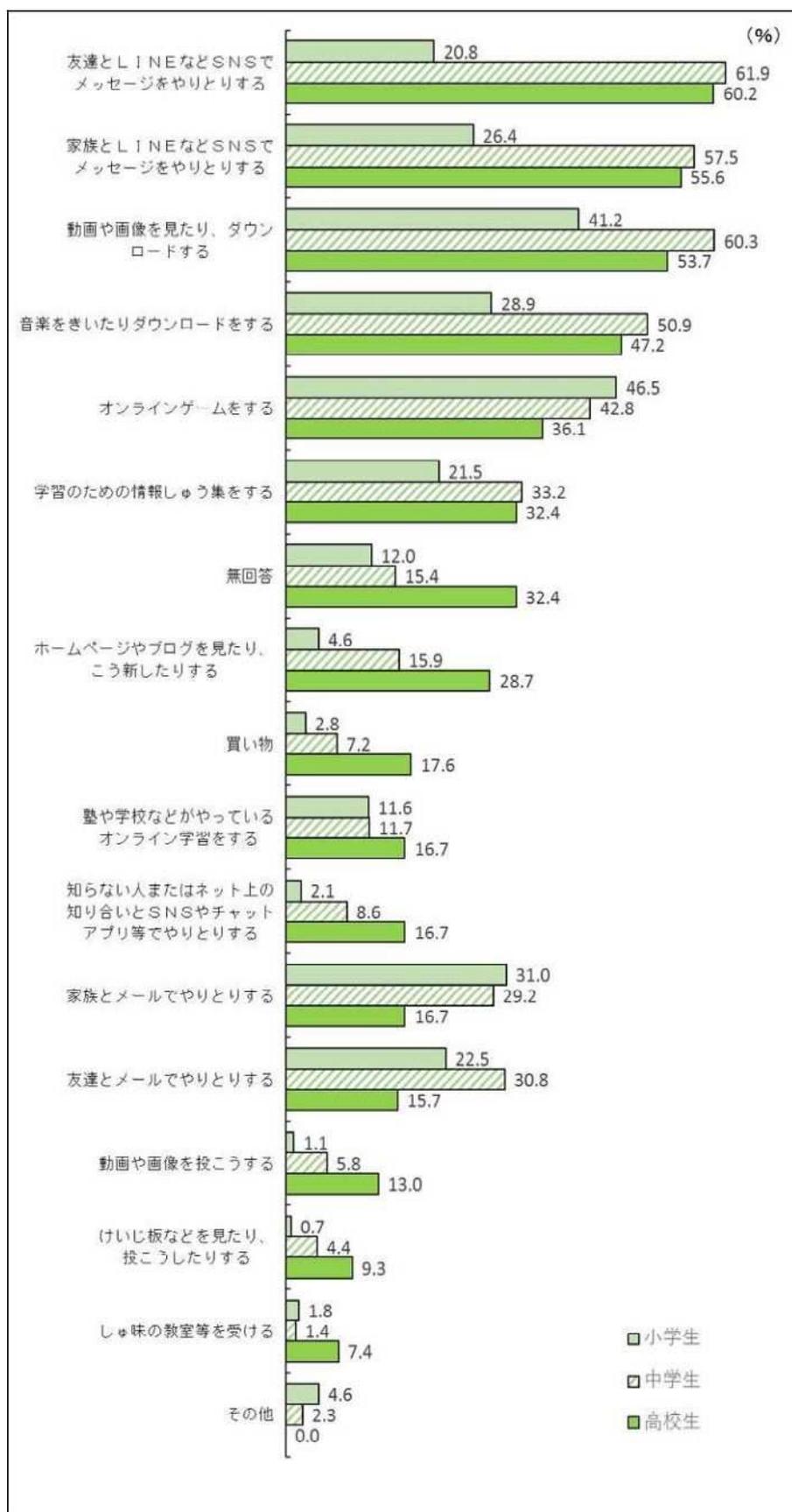
インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多いものの、「学習のための情報収集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

(図表47) 所有している情報端末機器の保有率(埼玉県)



(資料:埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

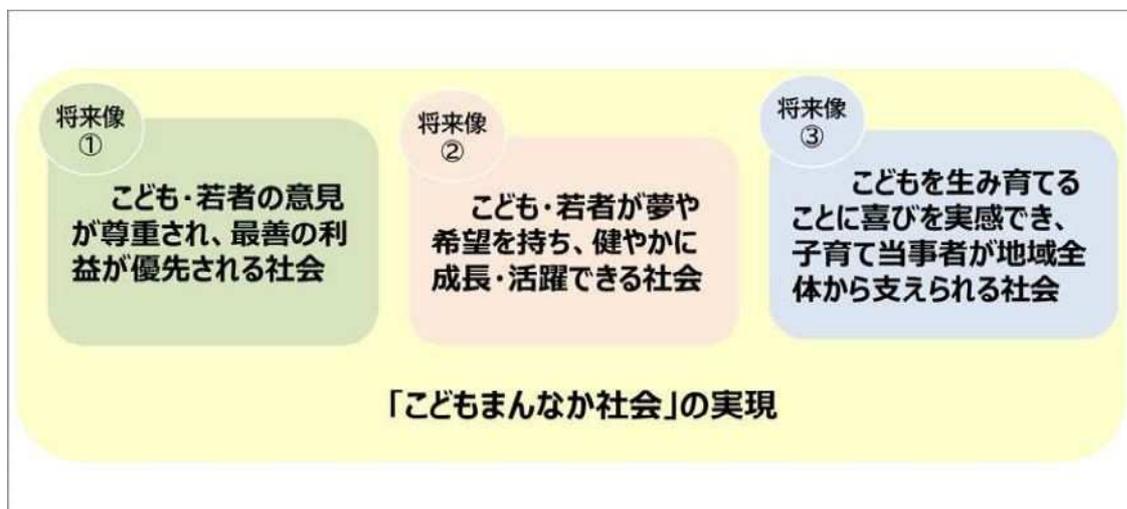
(図表48) インターネットを利用する目的(埼玉県)



(資料:埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

### Ⅲ 将来像

子ども・若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、「埼玉県子ども・若者計画(仮称)」では、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応し、子どもまんなか社会の実現を目指します。



子ども・若者は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

全ての子ども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して、様々な場面でその年齢及び発達に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。

また、次代を担う子ども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、子ども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要です。

さらに、子どもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、子どもを生み育てることに喜びを実感できることが大切となります。

これらは、本県が目指す「日本一暮らしやすい埼玉」の理念にも共通するものです。

子ども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

## 将来像1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

### (1)背景

こどもを権利の主体とし、こどもの最善の利益を第一に考えることを原則に、こどもの様々な権利を定めた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に沿って、「こども基本法」が制定・施行されました。「こども基本法」では、こどもたちが意見を表明する機会が確保されること、意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、こども施策に当事者であるこどもたちの意見を反映すること等が求められています。

### (2)目指すべき将来像

全てのこども・若者が、一人ひとり多様な人格を持った個人として尊重され、その権利が保障されるために、様々な場面でその年齢及び発達に応じてこども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、自己選択や自己実現を促す取組を進め、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会を目指します。

## 将来像2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

### (1)背景

こども・若者を取り巻く環境は変化しており、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有するこども・若者の問題に加え、ヤングケアラーに関する問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャレンジできる環境をつくり、適切に養育・保護されながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

### (2)目指すべき将来像

こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。

親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、全てのこども・若者が健やかに成長することを目指します。

虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら、家庭と同様の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるよう支援(\*)する社会を目指します。\*こども・若者等が自立をした後も、必要な支援は実施します。

キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に果敢に挑戦するこども・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

### 将来像3 こどもを生き育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

#### (1)背景

未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられる社会が求められます。

こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます。

子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを生き育てることができる環境づくりが必要です。

#### (2)目指すべき将来像

こども・若者や子育て当事者、こども・若者を養育しようと思う者等が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。

結婚・出産に希望を持つ人が、安心・安全にこどもを生き育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。

変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。

学校や地域、NPO 等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会、働き方改革の進展と、共に家事・育児を担う「子育て」の推進を目指します。